

参考資料 4

地方公共団体における施策事例

(1) 施策事例と対策メニュー

地方公共団体における施策事例と、施策がカバーする対策メニューとの関係を以下の表に示す。なお、事例掲載都道府県名及び市区町村名は、(2)に示す具体的事例に対応している。

図 地方公共団体における施策事例と対策メニューとの関係

| No. | 分類 | 施策名 | 概要 | 事例掲載 都道府県 | 事例掲載 市区町村 | 施策がカバーする対策メニュー | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|-------------------|---|--------------|--------------|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|-----|
| | | | | | | 産業 | | | 業務 | | | | 家庭 | | | | 運輸 | | | 転換 | 廃棄物 |
| | | | | | | 運用改善 | 機器導入 | 燃料転換 | 運用改善 | 躯体改善 | 機器導入 | 燃料転換 | 運用改善 | 躯体改善 | 機器導入 | 燃料転換 | 運用改善 | 機器導入 | 燃料転換 | | |
| 1 | 条例規制 | エネルギー環境計画書制度 | 一定規模以上の工場・事業場に対し、温暖化対策計画書、実施状況書等の提出を義務づける。 | 愛知県 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 2 | 条例規制 | 建築物環境計画書制度 | 一定規模以上の建築物の建築主に環境計画書の提出を義務づける。 | 東京都 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 3 | 条例規制 | アイドリングストップの義務化 | 自動車等を「駐車」している間におけるアイドリングストップを義務付ける。 | 山梨県 | 奈良市 (奈良県) | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 4 | 導入支援 | クリーンエネルギー自動車導入費補助 | クリーンエネルギー自動車の購入に対して、費用の一部を補助する。 | 群馬県 | 姫路市 (兵庫県) | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 5 | 導入支援 | 高効率給湯器購入補助 | 高効率給湯器購入に対して、費用の一部を補助する。 | | 岡崎市 (愛知県) | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | |
| 6 | 取組支援 | エコ工場、エコオフィスの登録制度 | 地球環境保全等に関し、地方公共団体の定める登録要件を満たす工場やオフィスをエコ工場、エコオフィスとして登録する。 | 滋賀県 | 高松市 (香川県) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 7 | 取組支援 | 環境家計簿 | インターネット環境家計簿に家庭の電気やガス等の使用量を入力することにより、家庭からのCO ₂ 排出量の把握、一般家庭の平均値との比較・評価が可能。参加希望者は会員登録必要。 | 京都府 | 下関市 (山口県) | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | |

(2) 施策における具体的事例

地方公共団体における施策の具体的事例を次頁以降に示す。

施策一覧（事例目次）

| | |
|-----------------------------------|----|
| 01. エネルギー環境計画書制度..... | 9 |
| 02. 建築物環境計画書制度..... | 10 |
| 03. アイドリングストップの義務化..... | 11 |
| 04. クリーンエネルギー自動車導入費補助..... | 13 |
| 05. 高効率給湯器購入補助..... | 15 |
| 06. エコ工場、エコオフィスの登録制度..... | 16 |
| 07. 環境家計簿..... | 18 |
| 08. 家庭環境マネジメントシステムの実施..... | 20 |
| 09. エコファミリー登録制度..... | 22 |
| 10. 省エネルギー新エネルギー普及促進事業..... | 23 |
| 11. 複数主体間のエネルギー融通..... | 25 |
| 12. 環境マネジメントシステムの取得推進..... | 26 |
| 13. 地方公共団体版環境マネジメントシステムの取得推進..... | 28 |
| 14. 公共工事入札制度における優遇制度..... | 29 |
| 15. 北方型住宅普及推進事業..... | 30 |
| 16. 緑のカーテン普及促進事業..... | 32 |
| 17. 屋上緑化補助..... | 33 |
| 18. グリーン配送制度..... | 34 |
| 19. パークアンドバスライド等による交通渋滞の緩和..... | 35 |
| 20. 公共交通支援..... | 36 |
| 21. エコドライブ会員登録..... | 38 |
| 22. エコポイント制度..... | 39 |
| 23. 自治体版 CASBEE の作成・普及..... | 41 |
| 24. 省エネ・新エネ促進大賞の表彰..... | 42 |
| 25. グリーン企業表彰..... | 43 |
| 26. マンション環境性能表示..... | 45 |
| 27. 省エネ家電普及キャンペーン..... | 46 |
| 28. 学校におけるエネルギー教育の推進..... | 47 |
| 29. 省エネ・新エネパンフレットの作成・配布..... | 48 |
| 30. 省エネ出前講座..... | 49 |
| 31. 夏・冬のライフスタイルキャンペーン..... | 51 |
| 32. 環境にやさしい買い物キャンペーン..... | 52 |
| 33. エコショップ認定制度..... | 53 |
| 34. アイドリングストップキャンペーン..... | 54 |
| 35. 公共交通普及キャンペーン..... | 56 |
| 36. 率先行動..... | 57 |

01. エネルギー環境計画書制度

| 愛知県 地球温暖化対策計画書（実施状況書） | |
|--------------------------|---|
| 所管 | 愛知県環境部大気環境課 地球温暖化対策室 |
| 策定期間 | 施行：2004（平成16）年4月1日 |
| 目的・意義 | <p>近年、自動車走行に伴う大気汚染等の都市生活型の公害を始め、地球温暖化、化学物質による汚染、土壌、地下水汚染等、環境問題の分野が広がっている。これらの問題に対処し、よりよい環境を確保するために、県は「愛知県公害防止条例（制定：昭和46年）」を改正し、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を平成15年10月に施行した（公布：平成15年3月）。同条例第73条において、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等を設置又は管理する者に対して、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（地球温暖化対策計画書）」の提出を義務づけた。</p> <p>地球温暖化対策計画書の作成、提出により、各事業者が温室効果ガスの排出状況を自ら把握するとともに、排出の抑制に係る措置を検討することにより地球温暖化対策の重要性を認識し、温室効果ガスの排出の抑制につなげることを目的としている。</p> |
| 対象 | <p>愛知県内（名古屋市内を除く）の工場等で、以下のいずれか（あるいは両方）の要件に該当する工場又は事業場</p> <p>(1) 燃料及びこれを熱源とする熱の年度の使用量が原油換算で1500キロリットル以上</p> <p>(2) 電気の年度の使用量が600キロワット時以上</p> <p>注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱及び電気については、他人から供給されたものに限る。 ・工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量（県内において使用される量に限る）を含む。 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象事業者に対して、地球温暖化対策計画書（計画期間の初年度に提出：原則3年毎）、地球温暖化対策実施状況書（計画に基づく措置を行った翌年度に提出：毎年）を作成させ、知事に提出させる。 ➤ 対象事業者に対して、地球温暖化対策計画書を公表させる。 ➤ 地球温暖化対策計画書 記載内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制 (2) 温室効果ガスの排出の状況 (3) 温室効果ガスの排出の抑制に係わる目標 (4) 温室効果ガスの排出の抑制に係わる措置 (5) その他必要と認める事項（基準年度における燃料及び熱の使用量並びに電気の使用量等） ➤ 地球温暖化対策実施状況書 記載内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制 (2) 温室効果ガスの排出の状況 (3) 温室効果ガスの排出の抑制に係わる目標の達成状況 (4) 温室効果ガスの排出の抑制に係わる措置の実施状況 (5) その他必要と認める事項（計画書に準ずる） |
| 適用実績 | <p>16年度計画書提出数 572 事業所</p> <p>17年度実施状況提出数 556 事業所</p> <p>実施状況書提出率（実施状況計画書提出数/計画書提出数） 97%</p> |

出典・参考文献：

<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/jigyo/todokede/ondanka/tebiki.pdf>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

02. 建築物環境計画書制度

| 東京都 建築物環境計画書制度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|-----|----|-----|----|-----|-----|----|-----|---|----|----|----|---|----|---|----|----|----|-----|----|-----|----|----|-----|---|----|----|---|---|---|---|---|
| 所管 | 東京都環境局 都市地球環境部 環境配慮事業課 建築物係 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 策定時期 | 施行：2002（平成14）年6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目的・意義 | <p>建築物における環境配慮の全体像を明らかにすること、優れた環境配慮の取組を行った場合にはそのレベルを評価することなどにより、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場を形成し、新たな環境技術の開発を促進する。また、従来型の規制的手法ではなく、建築主自身が環境配慮の取組を指針に基づいて評価すること、都が建築物環境計画書等を広く社会に公表することなどにより、建築主の自主的な取組を促す。</p> <p>【根拠となる条例】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (施行：平成13年4月、改正（施行）：平成17年10月)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象 | 延床面積10,000㎡超の建築物の建築主 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象建築主に対して建築物環境計画書の提出を義務付ける ➢ 提出された建築物環境計画書を都のホームページで公表 ➢ 建築物環境計画書における環境配慮の対象範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用の合理化 ・資源の適正利用 ・自然環境の保全 ・ヒートアイランド現象の緩和（平成17年10月以降） ➢ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物環境計画書提出書 ・建築物環境計画書 ・取組・評価書（住宅用・住宅以外用の2種類有） ・取組・評価書の内容を確認できる図面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用実績 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 17年度計画書提出実績（H17.12.31現在） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>住宅</th> <th>事務所</th> <th>学校</th> <th>工場等</th> <th>店舗</th> <th>病院</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>80</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">計145件</p> ➢ 17年度完了届提出実績（H17.12.31現在） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>住宅</th> <th>事務所</th> <th>学校</th> <th>工場等</th> <th>店舗</th> <th>病院</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>41</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">計73件</p> | 用途 | 住宅 | 事務所 | 学校 | 工場等 | 店舗 | 病院 | その他 | 件 | 80 | 20 | 12 | 8 | 12 | 3 | 10 | 用途 | 住宅 | 事務所 | 学校 | 工場等 | 店舗 | 病院 | その他 | 件 | 41 | 11 | 5 | 4 | 7 | 4 | 1 |
| 用途 | 住宅 | 事務所 | 学校 | 工場等 | 店舗 | 病院 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 件 | 80 | 20 | 12 | 8 | 12 | 3 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 住宅 | 事務所 | 学校 | 工場等 | 店舗 | 病院 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 件 | 41 | 11 | 5 | 4 | 7 | 4 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

出典・参考文献：

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/index.htm>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

03. アイドリングストップの義務化

| | |
|-----------------------|---|
| 山梨県 アイドリングストップの義務化 | |
| 所管 | 山梨県庁 循環型社会推進課 環境活動担当 |
| 策定期期 | 施行：2005（平成17）年10月1日 |
| 対象 | 自動車を運転する人、事業者、駐車場管理者 |
| 取組内容 | <p>●義務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 駐車時の原動機停止（アイドリングストップ）を義務化する。（※違反措置のない義務規定である。） <p>【義務の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車を運転する人：アイドリングストップ ・事業者：アイドリングストップの周知や指導 ・駐車場管理者：アイドリングストップの周知 <ul style="list-style-type: none"> ➢ アイドリングをしてはいけないときは、自動車を「駐車」（道路交通法上の駐車）している間とする。具体的には次のような場面。 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場などで誰かを待っているとき ・コンビニエンスストアやスーパーで買い物をしているとき ・荷物の積み降ろしで5分以上停車するとき ・サービスエリアなどで休憩したり、仮眠をとるとき ➢ 人命・災害に関わる緊急の場合などは、駐車中であってもエンジンを切る必要はない。例えば次のような場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・救急車やパトカーなどの緊急自動車の業務執行時 ・保冷貨物自動車、クレーン自動車、コンクリートミキサー車など、原動機（エンジン）を稼働させていないと使用できなくなってしまう特殊な機能を使用している場合 <p>●周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ アイドリングストップの条例義務化についてのチラシ、ポスターの作成 ➢ アイドリングストップ条例義務化、エコドライブ運動推進キャンペーンを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ宣言者にエコドライブ啓発ステッカーを配布（山梨県オリジナルハローキティデザイン） ・エコドライブ運動は、アイドリングストップを始めとする環境に配慮した運転 10 項目「エコドライブ 10 のすすめ」の中から項目を指定し宣言、取り組んでもらうというもの |
| 適用実績 | 平成17年度 エコドライブ宣言車数 6589台（平成16年度 1345台） 宣言内訳 男性 4406 女性 2147 その他（社用車等） 36 （県内 6407 県外 146） |
| 備考 | <p>アイドリングの効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 乗用車一台あたりの効果 <ul style="list-style-type: none"> 1日合計10分間アイドリングストップをした場合約140ccのガソリンを節約でき、1年間では、51リットルになる。 =CO₂に換算すると122kgの削減（ドラム缶308本相当） （2000ccAT乗用車 平均12km/L 基準） ➢ 山梨県全体の効果 <ul style="list-style-type: none"> 県内の全乗用車が1日合計10分アイドリングストップした場合の1年間の削減量は、61,122トンの年（122kg/年×501,000台）になる。 また、県の二酸化炭素排出量に占める割合は、京都議定書の基準年である1990年で考えまると、山梨県の二酸化炭素排出量(1990年)は5,995,000トンなので、約1%（61,122トン÷5,995,000トン×100）に相当する。 このうち運輸部門の排出量(1990年)2,606,000トンに占める割合は約2.3%（61,122トン÷2,606,000トン×100）に相当する。 |

出典・参考文献：

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/junkan/64267279636.html>

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/junkan/67637455377.html>

| | |
|------------------------------------|--|
| 奈良市（奈良県） 「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」 | |
| 所管 | 奈良市 企画部 環境保全課 |
| 策定期間 | 施行：2000（平成12）年4月 |
| 目的・意義 | 世界遺産周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域に指定し、この区域での駐車時の不必要なエンジンの稼働を停止することにより、自動車の排気ガスを減らし、市民の生活環境及び文化財を保全する。 |
| 対象 | 事業者、市民、観光客等世界遺産周辺を訪れる全ての人 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 条例の概要、および施行区域 「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」を施行し、世界遺産の周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域に指定し、この区域で自動車を駐車した時の不必要なエンジンの稼働の停止を推進する。条例により課せられる罰則はなく、条例の遵守は運転者のマナーに委ねられる。 条例施行区域は、世界遺産登録されている、東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の8資産郡周辺である。 ➤ 乗務員休憩所の設置 指定区域でのアイドリング・ストップを推進するため、世界遺産登録中の8資産郡のうち春日大社、薬師寺、唐招提寺の駐車場に乗務員休憩所を設置。 |

出典・参考文献：

<http://www.city.nara.nara.jp/www/contents/1162344503364/files/rekisi18pdf.pdf>

<http://www.city.nara.nara.jp/www/contents/1162344503364/files/tikyuuukankyoul8pdf.pdf>

04. クリーンエネルギー自動車導入費補助

| | |
|---------------------|--|
| 群馬県 天然ガス自動車導入費補助 | |
| 所管 | 群馬県 環境・森林局 環境政策課 |
| 策定時期 | 施行：2003（平成15）年 |
| 目的・意義 | 自動車から排出される排気ガスによる大気汚染の低減を図るため低公害車の導入を進める。 ▶ 天然ガス自動車の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車 ・気体のまま圧縮して高圧ガス容器に貯蔵し、それを燃料とする圧縮天然ガス自動車ももっとも普及している ・天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーのため排出ガスの浄化が容易で、二酸化炭素排出量もガソリン車より2～3割少ない |
| 対象 | ▶ 県民又は県内事業者 ▶ 使用の本拠を県内とする天然ガス自動車を購入する者 （環境対策用途車両等、知事が認めたものにあつては市町村及び一部事務組合を含む） |
| 取組内容 | ▶ 補助対象経費・補助率 導入する車両の本体価格と通常車両価格の差額又は改造費の1/4（千円未満切り捨て）の補助金を与える ※（社）日本ガス協会の天然ガス自動車等導入促進事業で定めがあるものにあつては、同事業の補助基本額を上限とする ▶ 補助金限度額 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5t超又は定員11人以上の車両 300千円 ・上記以外の車両 200千円 ▶ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県天然ガス自動車導入補助金交付申請書 ・群馬県天然ガス自動車導入補助事業実績報告書 ・契約書又はこれに代わるものの写し ・支払証拠書類の写し（領収書の写し） ・写真（正面斜めからナンバーが確認できるもの） ・自動車検査証の写し <ol style="list-style-type: none"> (1)備考欄に“新規登録”の記載があること (2)燃料の欄に“CNG”の記載があること (3)初年度登録月が登録年月日と一致すること (4)所有者の欄が申請者と一致すること。 ・群馬県天然ガス自動車導入補助金交付請求書 |
| 適用実績 | ▶ 平成16年度 <ul style="list-style-type: none"> ・公布台数 22台 |

出典・参考文献：

<http://www.pref.gunma.jp/d/01/cng/index.htm>

<http://www.pref.gunma.jp/d/01/download/18hakusyo/18hakusyo.pdf>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

| | |
|---------------------------------|--|
| 姫路市（兵庫県） 「姫路市低公害車普及促進対策助成事業」 | |
| 所管 | 姫路市 環境保全課 大気騒音係 |
| 策定期間 | 施行：2003（平成15）年4月1日 |
| 目的・意義 | 低公害車の購入又はリース契約による導入（以下単に「導入」という。）をしようとする者に対して、その資金の一部を補助することにより低公害車の普及を促進し、もって自動車排出ガスによる大気汚染を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ること。 |
| 対象 | 姫路市内に住所又は事業所を置き、事業を営んでいる法人又は個人、または事業 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象事業者 <ul style="list-style-type: none"> 姫路市の区域内で事務所又は事業所を置き、事業を営む法人又は個人。ただし、公法人、公益法人及び次に掲げる事業者を除くもの。 ・電気事業者 ・天然ガス事業者 ・自動車製造業者 ・総合リース業者（上記事業者に対してリースするために低公害車を購入する事業者に限る） ・自動車賃貸業者（上記事業者に対してリースするために低公害車を購入する事業者に限る） ➤ 助成事業の対象事業 <ul style="list-style-type: none"> 事業者が補助金の交付を受けて、姫路市の区域内に使用の本拠の位置を有し、現に使用するディーゼル自動車を解体廃車し、当該車両と同等程度の自家用の低公害車を5年以上の期間にわたり使用することを前提として導入をする事業。 ➤ 対象となる低公害車 <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 ➤ 補助金額 <ul style="list-style-type: none"> 低公害車と既存車（ベース車両）との差額の2分の1以内で、一台につき200万円を上限とする。 ➤ 交付条件 <ul style="list-style-type: none"> ・姫路市内に使用の本拠を置き、現在使用しているディーゼル自動車を解体廃車すること。 ・購入により導入する場合は、低公害車を5年間使用すること。リース契約の場合は、5年以上の契約期間とすること。 ・自家用（白ナンバー）のみを対象とする。営業用（緑ナンバー）は別制度を利用。 ➤ 手続きに必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> 申請に必要な書類は環境保全課または市のホームページで配付している。必要事項を記入のうえ、環境保全課まで提出する。 |

出典・参考文献：

<http://www.city.himeji.hyogo.jp/kankyoho/teikougaisya/index.html>

<http://www.city.himeji.hyogo.jp/kankyoho/teikougaisya/hojoyoukou.pdf>

05. 高効率給湯器購入補助

| | |
|-------------------------------|---|
| 岡崎市（愛知県） 「岡崎市高効率給湯器設置費補助金」 | |
| 所管 | 岡崎市 環境総務課 環境管理班 |
| 策定期間 | 実施期間：2006（平成18）年～2009（平成21）年 |
| 目的・意義 | 高効率給湯器を設置する者に対してその経費の一部を補助することにより、高効率給湯器の普及を図り、もって市が行う地球温暖化防止に関する施策の推進に寄与すること。 |
| 対象 | 市民 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助対象となる給湯器 <ul style="list-style-type: none"> ・（財）ヒートポンプ・蓄熱センターが指定する CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート） ・（社）日本ガス協会及び（財）エルピーガス振興センターが指定するガスエンジン給湯器（通称：エコウィル）従業員へのごみ減量・資源化啓蒙活動 ➤ 補助金額：1台につき4万円（1世帯1台のみ） ➤ 補助対象 <ol style="list-style-type: none"> 1. 自身が居住し、所有している市内の住宅に設置しようとする者 2. 自身が住むために新築する市内の住宅に、新築と同時に設置しようとする者（所有とは、同居の親族の所有である場合を含む） （1と2のいずれも、店舗などの併用住宅を含み、住民登録をしていなければならない。2の場合は住宅完成後に住民登録することが必要。） ➤ 申請時に必要な書類 <ol style="list-style-type: none"> 1. 市費補助金等交付申請書 2. 補助対象給湯器設置計画書 3. 設置予定住宅の所在地がわかる地図 4. 設置工事着手前の写真（給湯器を設置しようとする場所の写真） 5. 給湯器設置に関する見積書の写し（内訳として給湯器等機器一式の費用とその工事費が示されているもの） 6. その他審査に必要な書類 |

出典・参考文献：

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka3510/ka800.htm>（概要）

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka3510/kayousiki/ka803.pdf>（パンフレット）

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka1005/jisshikeikaku/3-toshikankyo.pdf>（「岡崎21世紀プラン第7期実施計画について」第三章）

06. エコ工場、エコオフィスの登録制度

| | |
|--|--|
| 滋賀県 滋賀チャレンジオフィス(関西エコオフィス宣言) | |
| 所管 | 滋賀県琵琶湖環境部 エコライフ推進課 環境活動推進担当 |
| 目的・意義 | 民生部門のうちオフィスの温室効果ガス削減対策を推進するため。 |
| 対象 | 民間企業や団体、行政の事業所 |
| 取組内容 | <p>「滋賀チャレンジオフィス」運動の趣旨に賛同する事業者は、届出書に取組内容を記入のうえ滋賀県の受付窓口へ提出するとともに、後日県から送付（新規応募の場合のみ）する「関西エコオフィス宣言」ステッカー等をオフィスの入口に掲示し、宣言した取組みを実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「滋賀チャレンジオフィス届出書」を提出した事業所に「関西エコオフィス宣言」ステッカー、宣言チラシ、宣言バッジを送付。必要に応じて啓発資料やポスターを送付。また、希望する場合、関西広域連携協議会のホームページに掲載される。 ▶ 宣言オフィスは、翌年2月末までに実施報告書を受付窓口へ提出する。 ▶ 先進的、独自の取組みは、取組内容を参考事例として広く紹介。特に優れた取組みを行っているオフィスは、関西広域連携協議会から「エコオフィス大賞」や「推奨エコオフィス」などとして表彰。 ▶ 取組項目：（極力多数の項目の取組みが望ましいが、1項目の取組みでも可。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正冷房 28℃以上 ・ 夏季の軽装勤務（ノーネクタイ等） ・ 適正暖房 20℃以下 ・ 節電の励行（不必要な電灯の消灯等） ・ 節水の励行（節水こまの利用等） ・ 省エネ設備機器の導入（断熱材の利用、インバータ式エアコンの導入等） ・ 新エネ設備機器の導入（太陽光発電の導入等） ・ グリーン製品の購入（リサイクル製品の購入、低公害車の導入等） ・ 緑化の推進（屋上緑化、敷地内緑化等） ・ エコドライブの励行（アイドリングストップ、経済速度の遵守等） ・ 自動車利用の抑制（ノーカーデー、公共交通機関・自転車の利用奨励等） ・ ごみの再資源化（ごみ分別の徹底、廃棄物排出量の削減等） ・ 滋賀独自の重点取組み（従業員へのISOエコ家族の普及、従業員向け環境学習の実施） ・ その他（独自に設定した取組み） |
| 適用実績 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成17年度12月現在 参加事業所数 482 ▶ 平成17年度 関西エコオフィス大賞 株式会社平和堂（滋賀県彦根市、小売業） 取組内容：買い物袋持参運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年度の買い物袋持参率は全店実績で31.2%となり、これは日本チェーンストア協会平均の12.6%を大きく上回り全国トップクラスとなった。 ・ レジ袋辞退のお客様には、ポイントカードにエコポイント5点（5円相当）を加算し、レジ袋の経費を還元している。 ・ 年間で削減できたレジ袋は約5198万枚となり、レジ袋の原料である原油資源を約673キロリットルの削減、一方で家庭ごみを約327トン削減（CO₂削減量は約876トン）する効果があった。 ▶ 平成17年度 関西推奨エコオフィス大賞 パナホーム株式会社 本社工場（滋賀県東近江市、工業化住宅の生産、販売、施工など） 取組内容：ごみの再資源化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工現場で廃棄物となっていた緩衝材のリユースを徹底 ・ 施工現場で廃棄物となっていた部品・部材等のリユースを徹底 ・ 工場で廃棄物となっていた木くず（木粉）を活性炭にリサイクル |

出典・参考文献：

<http://www.pref.shiga.jp/kakuka/d/ecolife/challengeoffice/>

<http://www.kippo.or.jp/kc/frame/ecooffice.html>

| | |
|-------------------------------|---|
| 高松市（香川県） 「地球にやさしいオフィス」登録制度 | |
| 所管 | 高松市 環境部 環境政策課 |
| 策定期間 | 発足：1992（平成4）年11月1日 |
| 目的・意義 | 地球にやさしいオフィス登録制度の実施により、事業所のごみ減量・再資源化活動を促進する。 |
| 対象 | 事業所 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「地球にやさしいオフィス」登録資格 下記のような内容でごみの減量・資源化に取り組んでいる事業所は、市に「地球にやさしいオフィス」登録申請をすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・古紙などの資源となるものの分別回収 ・事務用紙などの紙の使用節減 ・再生紙などリサイクル商品の利用 ・従業員へのごみ減量・資源化啓蒙活動 ➤ 登録済み事業所のメリット、登録後に発生する義務等 <ul style="list-style-type: none"> ・高松市のホームページで、「地球にやさしいオフィス」の登録オフィス名を適時発表 ・登録オフィスは、「地球にやさしいオフィス」の名称、ごみ減量・資源化シンボルマークや広告などを使用することができる ・登録オフィスは、年1回、報告書を提出しなければならない |
| 適用実績 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2005年度までの「地球にやさしいオフィス」登録件数は、合計で546件（出典：平成17年度高松市環境マネジメントシステム実施報告書/平成18年8月作成）。 ➤ 登録事業所の例 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社セシール（1992年（平成4年）12月登録） 再生紙使用の推進、ゴミの分別回収等の省資源活動や、冷暖房温度の設定変更、こまめな消灯の実施等、オフィスの省エネ運動を実践。特に再生紙については、チラシ、段ボールケース、紙器ケース、コピー用紙等に対して積極的な使用を推進しており、平成14年度における再生紙の使用実績は、約4,100トン（使用している紙資源の約8%にあたる）。また、商品出荷用段ボールケースの紙袋への変更を拡大する等、紙の使用量そのものの削減にも取り組んでいる。その他、古紙再生紙を利用した商品をカタログに掲載して販売する等、環境に配慮した商品開発を進めるとともに、あらゆる商品分野において容器包装等を必要最小限にとどめることに取り組んでいる。 ・鹿島建設株式会社 四国支店（1992年（平成4年）12月登録） オフィスごみの分別回収の徹底、オフィスで使用する紙の削減（資料作成時の両面印刷、裏紙使用等）、古紙の分別収集とリサイクル等の取り組みを行っている。 結果、2000年度には、オフィスから排出されるごみ総量が32%減（およそ3.2トン。前年度比）、ごみのリサイクル率が7%上昇（前年度比）し、53%となり、コピー用紙購入量が23%減（前々年度比）となった。 |

出典・参考文献：

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/5504.html>

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kankyou/hozen/hosin/iso14001H17hokokusyo.pdf>

<http://www.cecile.co.jp/Eco/pdf/031118.pdf>

07. 環境家計簿

| | |
|-----------------------------------|---|
| 京都府 インターネット環境家計簿 | |
| 所管 | 京都府企画環境部地球温暖化対策プロジェクト |
| 目的・意義 | 紙の環境家計簿では、二酸化炭素の排出量の計算などが大きな負担となるほか、わかりやすいグラフを書くのも難しい。この点、パソコンやインターネットを使うと、入力したその場でグラフが表示されるほか、診断やアドバイスも出てくるため、生活の見直しをする手段として活用できる。 |
| 対象 | 家庭 |
| 取組内容 | <p>登録者に対して、インターネット環境家計簿と、それに関連するサービスを提供 ステップ1（1日版）、ステップ2（1週間版）、ステップ3（1箇月版）の3段階のサービスを用意</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ きょうとエコ貯金（ステップ1） <ul style="list-style-type: none"> ・1日の取組を宣言して実践。報告するたびにポイントがたまる ➤ エコ親子（ステップ2） <ul style="list-style-type: none"> ・1週間に7項目の取組に挑戦 ➤ インターネット環境家計簿（ステップ3）の特色 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の各月の電気、ガス、水道、ガソリンなどの使用量を画面上で入力できる ・1か月ごとに継続的に取り組む ・家庭のエネルギー使用量を平均的な家庭の数値と比較して5段階で評価 ・6か月分の二酸化炭素の経月変化をグラフ化 ・前年同月との比較 ・エコライフに関する簡単な質問に回答すると、その人の省エネ意識をグラフと得点で評価 ・お勧めのイベント・情報を提供 |

出典・参考文献：

<http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/kakeibo/>

<http://www.pref.kyoto.jp/it/1158801644521.html>

<http://www.hinodeya-ecolife.com/0408challenge/03internet.pdf>

| | |
|---------------------------------|---|
| 下関市（山口県） 「下関版 インターネット版環境家計簿」 | |
| 所管 | 下関市 環境部 環境政策課 |
| 策定期間 | 作成：1998（平成10）年12月 稼働：2004（平成16）年3月11日 インターネット版 |
| 目的・意義 | 二酸化炭素排出量の削減について市民に啓発を行うこと 本市における家庭部門からの二酸化炭素排出量を把握するためのデータを集めること |
| 対象 | すべての人（市外居住者も利用可） |
| 取組内容 | <p>➤ 「環境家計簿」とは</p> <p>1ヵ月の電気やガス、ガソリン、水道などの料金と使用量などを記入し、係数を掛けるだけで我が家で排出されるCO₂（二酸化炭素）の量がわかる家計簿。環境家計簿をつけることにより、1ヶ月にどのくらいの二酸化炭素を出しているかが分かる。</p> <p>➤ 利用方法</p> <p>①ユーザー登録をする。インターネット版環境家計簿は、ユーザー登録をすると誰でも利用することができる。登録するのに必要な情報は、郵便番号、Eメールアドレス、家族構成（人数）、住居の形態（一戸建または集合住宅）で、詳細な住所や名前は必要ない。</p> <p>②①で登録したユーザーIDとパスワードでログインし、エネルギー使用量（料金）を入力する。入力するのは「電気」「都市ガス」「LPガス」「灯油」「ガソリン」「水道」の6種類で、データは「エネルギー使用量」または「請求金額」で入力する。</p> <p>③入力したデータを元に集計結果を見ることができる。集計結果では「どのエネルギー消費からの二酸化炭素排出が多いのか」「前月、前年、同じ家族構成の世帯との比較」「二酸化炭素排出量の年間推移」などがわかる。</p> <p>➤ 下関版インターネット版環境家計簿の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコへそくり」額を表示 ユーザーの家庭のエネルギー支出が、同じ家族構成の世帯の平均と比べて多いか、少ないかでへそくりの額が変動するシステム。楽しみながらエネルギー節約に取り組むことができるようにするシステム。 ・そのほかの「おまけコンテンツ」 ユーザーが、温暖化やエコに対する知識をどれくらい持っているのかをテストするための「温暖化クイズ」「エコ診断」などのコンテンツが用意されている。 <p>➤ インターネット版のメリット</p> <p>環境家計簿には、インターネット上でデータを入力するだけで良いインターネットベースのものと、二酸化炭素排出量を自分で計算しなければならない紙ベースのものがある。下関市では2004年3月11日にインターネットベースのものへ切り替えが行われた。インターネット版のメリットには、以下のような点がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算をする手間を省くことができる（利用者は必要なデータを入力するだけでよい） ・集計結果を可視化（グラフ化など）することが容易である。 ・上記「エコへそくり」のような追加コンテンツをつくることができる。 |
| 適用実績 | <p>➤ 登録者数</p> <p>2003年の環境家庭簿（インターネット版）利用者数は106世帯（そのうち、市内52世帯）で、延べ263回の利用（入力回数）</p> |

出典・参考文献：

<http://www.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/env/seisaku/hakusyo/hakusho2004PDF/00kankyohakusyoH16.pdf>

08. 家庭環境マネジメントシステムの実施

| | |
|----------------------|---|
| 石川県 いしかわ家庭版環境 ISO | |
| 所管 | 石川県環境安全部環境政策課 |
| 目的・意義 | <p>今日、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題は日ごとに深刻さを増しており、限りある資源の浪費を避け、これからの世代に受け継いでいくことが、きわめて重要な課題になっている。恵み豊かな地球環境と地域の環境を守り、循環型の社会を構築するために、私たち一人ひとりのライフスタイルを環境への負荷の少ない形に変えていくことが求められている。</p> <p>「いしかわ家庭版環境 ISO」は、県民総ぐるみの自主的な環境保全活動を展開するために、各家庭で楽しみながら気軽に取り組めるように作成した指針である。</p> |
| 対象 | 家庭 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「家庭版環境ISO取組みシート」を提供 各家庭の環境負荷量を調査してもらう <ul style="list-style-type: none"> ・「エコファミリー」に登録：「省エネ」、「省資源・グリーン購入」、「環境学習」、「ごみの削減・リサイクル」についての取組宣言を提出した家庭 ・「エコファミリー(入門コース)」に登録：取組が比較的容易な入門コース（「省エネ」、「省資源・グリーン購入」、「環境学習」について宣言）の宣言を提出した家庭 ➤ 宣言した取組を進めながら、家庭での1年間の環境負荷量を調査 ➤ 宣言した取組について1年間の「取組結果」とこれからの削減目標を提出 ➤ 資料によるグリーン購入の普及推進 ➤ 県民エコステーション（各種環境に関する情報提供、講演会開催の場）の紹介 |
| 適用実績 | <p>平成 17 年までの実績</p> <p>認定家庭 115 家庭 登録家庭 54 家庭 計 169 家庭</p> |

出典・参考文献：

http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/pp/iso_family/

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成 18 年 4 月

| 宇都宮市（栃木県） 「宇都宮市家庭版環境 I S O 認定制度」 | |
|-------------------------------------|--|
| 所管 | 宇都宮市 環境部 環境政策課 |
| 策定期間 | 施行：2003（平成 15）年 3 月 1 日 |
| 目的・意義 | 環境にやさしい暮らしづくりを推進し、市民の環境に対する意識の高揚を図り、もって環境への負荷の少ない社会の構築に資すること。 |
| 対象 | 市民（家庭） |
| 取組内容 | <p>➤ 認定までの流れ</p> <p>① 申し込み …認定を受けることを希望する家庭が、市のホームページで配布されている「認定申込書」に行動目標などを記入し、宇都宮市環境部環境企画課に申し込む。</p> <p>② 取組 …申し込みを行った家庭は、①で設定した行動目標に基づいて、環境保全・資源の有効活用・環境への付加低減などの行動を実行する。</p> <p>③ 点検 …月に 1 度、行動目標を実行できているかをチェックし、行動記録書に記入する。</p> <p>④ 見直し …取組みが 3 ヶ月程度以上経過したところで、行動の目標、役割の分担及び行動の記録について家庭で話し合い、その内容を見直しの記録書に記入し、行動記録書とともに環境企画課に提出する。</p> <p>⑤ 担当職員による確認 …④で各家庭が提出する書類を担当職員が「行動確認チェックリスト」に沿ってチェックし、その家庭における環境配慮に関する取組みが、「行動確認チェックリスト」に適合しているかどうかを確認する。</p> <p>⑥ 認定証の交付 …市長が⑤の担当職員による行動確認の結果が、家庭における環境配慮行動の基準に適合するかどうかを「総合判定書」を用いて判定し、適合されていると判定された家庭に対し、認定証を交付する。 なお、認定証の有効期限は 3 年間、認定の更新を希望する場合は再度申し込みをすることが可能である。</p> <p>➤ 市によって定められている「行動目標」について 市の定める「行動目標」は、下記の 5 項目に大別される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみの排出を減らす 2. 電気・ガスなどの節約に努める 3. 水道水の節水に努める 4. ガソリンの使用量を減らす 5. グリーン購入に努める <p>これらの項目について、さらに「買い物袋を持参する」「不要な照明を消す」など具体的な行動項目が 10 項目前後設定されており、参加家庭はそれらの行動項目のうち 3～5 項目を選び、実行するという形をとっている。</p> |
| 適用実績 | ➤ 2003 年（平成 15 年）10 月の時点で、534 家庭から参加の申し込みがあり、そのうち 229 家庭が認定を受けた。 |

出典・参考文献：

http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/u_kankyo/kankyokikaku/katei_iso/katei_iso.htm

09. エコファミリー登録制度

| | |
|----------------------------------|--|
| 広島県 ひろしまエコファミリー | |
| 所管 | 広島県環境部環境調整室内「ひろしま地球環境フォーラム事務局」 |
| 目的・意義 | 二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化、森林面積の減少、水質の汚濁などの環境問題の解決に向けて、一人ひとりが環境に配慮した生活（エコライフ）に取り組むことが重要である。将来世代により良い環境を引き継いでいくために、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直すことを目的とする。 |
| 対象 | 県民（世帯単位での参加） |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ エコライフの実践 参加家族には、エコライフ実践のための資料、冊子（家庭エコ・プログラム等）を送付 家庭エコ・プログラムにより、1か月間（平成18年度8月1日～31日）エコライフに取り組んでもらう。 【取組内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・照明をこまめに消す等、家庭で身近に取り組める目標を設定して、エコライフを実践 ・環境家計簿を使って、家庭生活における二酸化炭素（CO₂）の排出量を算出し、記録 ➤ 取組み結果の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・参加家族は家庭エコ・プログラム報告書の提出により、取組結果を報告 ➤ 表彰・記念品進呈 <ul style="list-style-type: none"> ・優秀な取組事例については、表彰を行うとともに、賞品を進呈 ・取組結果を報告した参加家族には、参加記念品を進呈 ➤ 取組事例の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・参加家族の取組事例をまとめた冊子を作成・配付 ・広島県の環境情報サイト「エコひろしま」で紹介 |

出典・参考文献：

<http://www.pref.hiroshima.jp/eco/a/topics/180517ecofamily/index.html>

10. 省エネルギー・新エネルギー普及促進事業

| | |
|---------------------------|---|
| 北海道 省エネルギー・新エネルギー促進事業費 | |
| 所管 | 北海道経済部産業立地推進局資源エネルギー課エネルギーグループ |
| 目的・意義 | 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」及び「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入の促進を図る。 |
| 対象 | 道民、事業者 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ ほっかいどう新燃料開発促進 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスなど、北海道に優位性のある原料による新燃料の開発導入の促進を図る。 ➤ 新エネルギー事業化モデル普及 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の概要・道と市町村が連携し、新エネの取り組みの事業化を促進し、成功事例を普及する。 ・新エネ課題の克服事例などの全道展開を図り、市町村等の自立的な取り組みの進展を促す。 ➤ E S C O事業普及推進 <ul style="list-style-type: none"> ・道内におけるE S C O事業の普及を図る。 ➤ 道有施設省エネルギーモデル検討 <ul style="list-style-type: none"> ・道有施設の用途ごとに省エネルギー方策の導入モデルを検討し、成果を庁内及び道内に普及する。 <p>【北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例】 道では、省エネルギーと新エネルギーの開発・導入を促進するため、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例及び同施行規則を制定しました。（平成13年1月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/johrei/johrei.htm ➤ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/johrei/kisoku.htm <p>【北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画】 道では、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」を策定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/A5368949-5FE9-4E54-8654-7A286B401031/0/k_eikaku.pdf |
| 適用実績 | 4件（平成17年度） 25件（平成13～17年度） |

出典・参考文献：

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/index_html.htm

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/63C01DD9-75CF-44C5-BA99-C318E05F74E9/0/18sg36ene.pdf>

| | |
|---------------------------------|--|
| 上田市（長野県） 「新エネルギー活用施設設置費補助制度」 | |
| 所管 | 上田市 生活環境課 |
| 策定時期 | 実施：2003（平成15）年4月1日 |
| 目的・意義 | 太陽光又は太陽熱を利用した新エネルギー活用施設（以下「活用施設」という。）の設置を支援することにより、地球環境の保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、自然環境共生都市のまちづくりを推進する。 |
| 対象 | 市民 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが居住するための市内の住宅等に活用施設を設置しようとする方又は活用施設が設置された市内の住宅等で販売を目的としたもの（例：建売住宅）を購入しようとする者 ・ 補助金の交付の申請をした年度内に活用施設の設置を完了することができる者 ・ 住宅等が自己の所有に属さない場合にあっては、当該住宅等の所有者の承諾を得られる者 ・ 太陽光発電システムを設置しようとする場合にあっては、補助金の交付の申請をした年度内に電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できる者 ➤ 交付額 <ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電システムの設置に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> …1キロワット当たり26,000円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力（太陽電池の最大出力が4キロワットを超えるシステムにあっては4キロワットを限度とする。）を乗じて得た額（千円未満切捨て） ②太陽熱高度利用システムの設置に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> …30,000円 |

出典・参考文献：

<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/ht/seikan/20060319161935212.html>

11. 複数主体間のエネルギー融通

北九州市（福岡県）

北九州エコ・コンビナート構想

所管 環境局 環境経済部 環境産業政策室

目的・意義 北九州市は、20世紀に我が国の経済成長を支えた鉄鋼・化学などの大規模かつ多種多様な産業の集積による素材型産業コンビナートを形成し、立地企業は世界最高水準のエネルギー利用・物質転換技術を有している。

そこで、企業の枠組みを越えて連携することでコンビナートとしてのポテンシャルを最大限発揮し、省資源・省エネルギー、さらには、コンビナートとしての競争力強化につながる可能性を探るとともに、産業圏と生活圏との連携をも進め、先進的な資源・エネルギー循環型都市の構築を目指している。

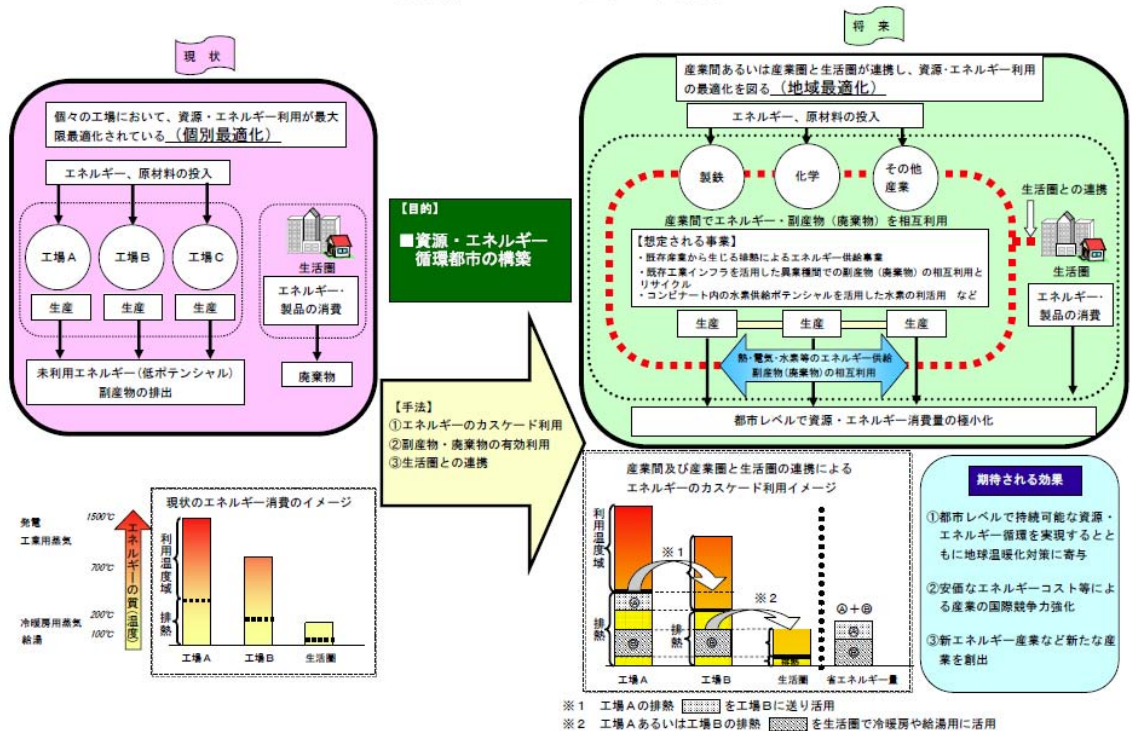
なお、北九州エコタウン事業の第2期計画において「既存産業インフラを活用した環境ビジネスの展開」を掲げており、本構想はポストエコタウンの一つとしても位置付けられている。

対象 事業者

取組内容 北九州市と九州経済産業局は、「北九州エコ・コンビナート構想検討委員会」を設置し、平成15年～平成16年3月の間、4度にわたり検討を行った。具体的には、産業から発生する廃熱など未利用エネルギーを他産業や隣接する生活圏で利用することや、工場、地域から生じる副産物・廃棄物を企業間でやりとりし資源化するなどの可能性について検討。また、コンビナート内の水素供給ポテンシャルに着目し、今後の水素社会に向けた検討を行っている。

鉄鋼・化学など数多くの企業が業種・企業体の枠組みを超えて連携することにより、コンビナートにおける省エネルギー・省資源をつうじた競争力の強化を図るとともに、産業圏と生活圏との連携を進め、先進的な資源・エネルギー循環型都市を構築することを目指すもの。この委員会には新日本製鐵、三菱化学、住友金属小倉、三井鉱山など15社が参加した。

北九州エコ・コンビナート構想



適用実績

出典・参考文献：

- <http://www.kitaq-ecotown.com/index.html>
- http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=6477
- http://www.kyushu.meti.go.jp/press/15_10/15_10_31_ponchi.pdf

12. 環境マネジメントシステムの取得推進

| | |
|------------------------|---|
| 香川県 香川環境 ISO ネットワーク | |
| 所管 | 香川県環境森林部環境・水政策課 |
| 策定時期 | 設立：2003(平成 15)年 |
| 目的・意義 | 香川県における ISO14001 の認証取得または環境問題に関心を持っている企業や市町が ISO14001 を含む環境についての情報交換や研修等を行うことを通じ、環境配慮の取り組みを効果的にできるようになること、これらの環境配慮の取り組みを県内外に情報発信することにより、取り組みの輪を広げていくことを目的とする。 |
| 対象 | 事業者 |
| 取組内容 | <p>県内企業等による環境マネジメントシステムの導入など、環境配慮の取組みを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 香川環境ISOネットワークの活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001を含む環境に関する取り組みについての情報交換 ・ ISO14001を含む環境に関する先進的な取り組みをしている団体を招いての研修 ・ ホームページ等を通じたISO14001を含む環境に関する取り組みの県内外への情報発信 ・ その他必要な事業 ▶ 香川環境ISOネットワークについて <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001に関心を持ち、本会の目的に賛同して入会したのをもって組織する。 ・ 会員はISO14001の考え方にに基づき、それぞれの活動の中で自主的かつ積極的に環境への負荷を少なくする取組を進める。 ・ 当分の間、会費は徴収しない。ただし、交流会、見学会で交通費等がかかる場合、参加する会員からは実費を徴収する。 |
| 適用実績 | <p>会員数 61 団体（平成 18 年度 5 月現在）</p> <p>ISO14001 認証取得件数 113 件（平成 18 年 3 月現在）</p> |

出典・参考文献：

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/iso/iso14001/net-gaiyou.htm>

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/kagawa-wa/kagawa-wa18/2-1/2-1.htm>

| 多治見市（岐阜県） 「多治見市中小企業 I S O 14001 審査登録事業補助金交付制度」 | |
|---|--|
| 所管 | 多治見市 環境課 |
| 策定期間 | 告示：2002（平成 14）年 6 月 28 日 施行：2002（平成 14）年 7 月 1 日 改正：2004（平成 16）年 10 月 4 日 |
| 目的・意義 | I S O 14001 の審査登録を新規に受けようとする中小企業者に対し、当該審査登録費用の一部を補助することにより、市内中小企業の環境への配慮を促進し、もって本市の環境保全に資すること。 |
| 対象 | 市内に事業所を有する中小企業者 |
| 取組内容 | <p>▶ 補助対象者の条件</p> <p>①市内に事業所を有する中小企業者であること。中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のことである。</p> <p>②市内の事業所について I S O 14001 の審査登録を新規に受けるもの。</p> <p>※ 市税、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料を滞納している者には、補助金は交付されない。</p> <p>▶ 補助の対象となる経費とその額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費は、中小企業者が I S O 14001 の審査登録のため、審査登録機関に支払う費用。この場合において、市外の事業所と併せて審査登録を受けるときは、市内の事業所に係る費用のみ。 ・補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額（千円未満の端数は、切り捨てる。）とし、その上限は、50 万円とする。 <p>※ 参考：ISO 取得推進補助事業費の予算は、年間およそ 100 万円前後である。</p> <p>▶ 交付申請を受ける際に必要となる書類</p> <p>補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、審査登録機関への申込後、I S O 14001 の審査登録予定日が属する年度に、中小企業 I S O 14001 審査登録事業補助金交付申請書を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 I S O 14001 審査登録事業審査登録調書 ・審査登録機関との契約書の写し又はそれに準ずるもの ・会社概要等 ・その他市長が必要と認める書類 |

出典・参考文献：

<http://www.city.tajimi.gifu.jp/kikaku/soukei/h1410jikkou/shiten/kankyuu.pdf>

http://www.city.tajimi.gifu.jp/dlw_reiki/41490250012000000000/41690250018800000000/41690250018800000000.html

<http://www.city.tajimi.gifu.jp/kikaku/soukei/h1410jikkou/shiten/kankyuu.pdf>

13. 地方公共団体版環境マネジメントシステムの取得推進

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>鳥取県 鳥取県版環境管理システム（TEAS）</p> | |
| 所管 | 鳥取県庁環境立県推進課 |
| 策定時期 | 策定：2002（平成14）年3月 |
| 目的・意義 | 県内の中小企業等の環境配慮活動への取組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表する独自の制度として、鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」：Tottori prefecture Environmental Audit and Scheme）を創設した。 |
| 対象 | 事業者、学校、家庭 |
| 取組内容 | <p>県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表 PDCAサイクル（計画→実行→点検→見直し）により将来にわたって持続する環境管理システム 審査経費は無料</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ メリットとして考えられる点 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の環境に対する意識改革 ・省資源、省エネルギー活動によるコスト削減 ・事業活動に伴う環境負荷の低減 ・権限や責任が明確化され業務改善につながる ・企業のイメージアップ <p>【規格の種類は以下の三種類に分類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ I種 高度な環境管理を行う県内の中小企業等組織 <ul style="list-style-type: none"> ・要求事項13項目 ・ISO並の環境影響評価 ・内部環境監査は無く、最高責任者が評価 ➤ II種 I種以外の中小企業等組織及び高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ・要求事項7項目 ・環境影響評価を簡素化 ・内部環境監査は無く、最高責任者が評価 ➤ III種 小規模事業所、小学校・中学校、家庭・地域 <ul style="list-style-type: none"> ・要求事項6項目 ・環境影響評価は省略 ・家庭については、環境改善活動ハンドブックを利用可能 |
| 適用実績 | <p>登録数（平成18年3月現在）</p> <p>I種 15 事業所 II種 15 事業所、2 高校 III種 183 小規模事務所、6 家庭・地域、28 学校</p> |

出典・参考文献：

<http://www.pref.tottori.jp/kankyokanri/TEAS/>

14. 公共工事入札制度における優遇制度

| | |
|---|--|
| 佐賀県 入札参加資格（等級格付）での優遇 佐賀県建設業者施行能力等級評定要領 | |
| 所管 | 佐賀県 県土づくり本部 建設・技術課 入札契約担当 |
| 策定時期 | 改正施行：2004（平成16）年7月1日 |
| 目的・意義 | ISO 導入企業を入札時に優遇することにより、環境への取組を促進する。 この要領は、佐賀県建設工事入札参加資格の審査に関する規則（昭和28年6月1日佐賀県規則第21号）第2条第1項及び第2項の規定による建設業者の入札参加資格のうち県内に主たる営業所を有する者の決定に関して、必要な項目を定めている。 |
| 対象 | 事業者 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 県内建設業者の入札参加資格（等級格付）での優遇 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001、14001 の認証を受けている企業に対して、各10点の加算をする。 ・ ISO9001 の認証登録は、申請業種に関するものに限る。 ・ 基準日時点の状況で評価する。 ➤ 入札参加資格の審査を受けようとする者で ISO9001、14001 の認証を受けている者は登録証を知事に提出 ➤ 等級格付けの方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営事項評価（直前の経審点数×6割＋その前の直前の経審点数×4割）＋技術等評価点数（加算点数＋減点数）の点数によって、発注工事種別に、2～4等級に区分 ➤ 土木・建築等の公共事業の実施に当たっては、発注者として、環境への負荷の少ない資材の使用や廃棄物の少ない工法の採用など、計画段階から施工時まで環境配慮を徹底し、環境保全対策を推進 |

出典・参考文献：

<http://www.pref.saga.lg.jp/portal/ty-contents/resources/577/file2/040625092303/kakuzukeyouryou.pdf>

<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kankyo/iso/top/kodokeikaku/03.html>

15. 北方型住宅普及推進事業

| | |
|----------------------------|---|
| <p>北海道 北方型住宅普及推進事業</p> | |
| 所管 | 北海道 建設部住宅局建築指導課 |
| 策定時期 | 策定：2005（平成17）年4月 |
| 目的・意義 | <p>北海道では、昭和63年から産学官が一体となって北海道にふさわしい豊かな住まいづくりの実現を目指し、「北方型住宅」の開発・普及を進めてきた。しかし、近年の社会経済情勢の変化に伴い、少子高齢化への対応や環境との共生、地域産業の活用など、住宅に求められる内容も変化している。このような状況に対応し、消費者が安心して住宅を取得できるよう、これまでの北方型住宅の性能を維持・向上しながら、次世代の住まいづくりのための見直しを行い、「新しい北方型住宅」の取組を開始した。</p> <p>北方型住宅は住宅の断熱性能や気密性能を確保しているため、暖房エネルギーを低減する。</p> |
| 対象 | 事業者、消費者 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 北方型住宅の性能・品質の目標像と基準を設定 【新しい北方型住宅】の目標 以前の北方型住宅建設基準に基づく住宅と比較して、 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅における総運用エネルギー（暖冷房、給油、照明など）の30%削減 ・住宅の生産性と廃棄にかかるLCCO₂の15%削減 【環境負荷の低減への配慮】 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の遮断性能の一層の向上 ・エネルギー消費量の少ない暖房、給湯、照明などの建築設備を使用 ・建築時及び改修時の廃棄物発生量の少ない設計 ・環境に配慮した建築部材・資材を使用 ・自然エネルギーや未使用エネルギーの活用 ➤ 北方型住宅の性能・品質を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者（BIS、BIS-E）による設計・施工 断熱・機密・換気及び暖房などについて、高度な専門技術を持つと認定された技術者が設計・施工を確認 ・北方型住宅サポートシステムの構築 住宅の設計・施工の情報を、建築主と施工者が確認しながら、道から提供されるパソコンソフト（無料）を用いて作成、登録・保管する。これにより、建築過程の確認、品質の確保、適切な維持管理が可能になる。 ➤ 北方型住宅の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者への普及啓発 ・技術者に対して、建築技術の普及啓発 ➤ 北方型住宅モデル展示 |
| 適用実績 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 超省エネ性能の北方型住宅 次世代省エネ基準適合レベルで推定される灯油消費量を半減する超省エネを目指した住宅づくり。南面に大きな開口部を配し、冬季に太陽光（熱）を十分に活用するとともに、ウッドデッキなどの設置により、内外一体となった夏期の生活を実現。 ➤ 三世代住宅 I邸 暖房設備は蓄熱暖房機、換気を第1種熱交換型換気システムとし、断熱は高性能グラスウールを使用。 |

【高気密・省エネルギーの北方型住宅
の技術指導件数】



出典:北海道庁調べ

出典・参考文献:

<http://www.kita-sumai.com/>

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=2&CLASSNAME=Pcm1080&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000014928

16. 緑のカーテン普及促進事業

| | |
|------------------------------------|--|
| 岐阜県 緑のカーテン・キャンペーン | |
| 所管 | 岐阜県環境生活部地球環境課 |
| 策定期間 | 2005（平成 17）年 |
| 目的・意義 | <p>県では、地球温暖化防止の実践行動のひとつとして「もったいない・ぎふ県民運動」を推進している。県はその一環として、平成 17 年度に「緑のカーテン・キャンペーン（アサガオやニガウリの緑のカーテンを作り、夏のエアコン使用を少しでも控え、地球温暖化防止に繋げる）」を実施した。</p> <p>つる性植物を利用した緑のカーテンは、熱線といわれる赤外線を反射し、葉の気孔からは水分を蒸散しているため、日差しをやわらげるだけではなく室温の上昇もおさえている。緑のカーテンによって、真夏のエアコンの使用を 20～30%削減する効果があるため、家計にもやさしいという利点がある。</p> <p>平成 18 年度は中部電力株式会社により、「緑のカーテンキャンペーン」が実施された。</p> |
| 対象 | 県民 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 緑のカーテン種袋の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・内容物 アサガオ・ニガウリの種 ・配布期間 県内の各家庭・学校・団体 ・配布先 県内の各家庭・学校・団体 ・配布数 5000 袋 |
| 適用実績 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成 17 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテンの効果でエアコンの使用量が減少することにより、1 家庭で 1 ヶ月 6.5 kg の二酸化炭素を削減。 ・5000 世帯での緑のカーテン実施により、97.5t- CO₂ の二酸化炭素削減効果（エアコンの使用期間 3 ヶ月）があったと推計された。 ・岐阜大学バス停でのつる植物の栽培（平成 17 年 7 月） |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中部電力の取組（平成 18 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテンの写真を募集し、ホームページに掲載 ・ホームページでつる性植物の育て方を紹介 <p>（参考）https://link.chuden.jp/ecolife/tips/curtain.asp</p> |

出典・参考文献：

<http://www.gifu-ecopavilion.jp/ecopavilion/mottainai/0605midori-katen.htm>

17. 屋上緑化補助

| | |
|---|---|
| <p>鹿児島市（鹿児島県） 鹿児島市民間建築物屋上・壁面緑化助成事業</p> | |
| 所管 | 鹿児島市 公園緑化課 |
| 策定期間 | 申請書配布開始：2006（平成18）年7月10日 ※2006（平成18）年度以内に工事が終わる案件についての制度 |
| 目的・意義 | 市街化区域内で民間建築物の屋上や壁面を緑化する者への助成によって、緑化を促進し、ヒートアイランド現象を緩和するとともに、潤いのある空間を創出し、緑の街並みづくりを促進する。 |
| 対象 | 補助対象区域内の建築物所有者 等 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ①屋上緑化について <ul style="list-style-type: none"> …樹木、芝その他地被植物により、屋上緑化が可能な建築物の屋上に緑化面積3㎡以上の緑化を行うこと（移動可能なプランター等の設置によるものは除く） ②壁面緑化について <ul style="list-style-type: none"> …建築物の壁面にフェンス等の補助資材を設置し、つる性植物等を植栽するなどにより緑化面積10㎡以上の緑化を行うこと ➤ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ①屋上緑化について <ul style="list-style-type: none"> ・樹木等の購入費/植栽 ・客土及び支柱設置等に要する経費 ・緑化に必要な防水工事に要する経費 ②壁面緑化について <ul style="list-style-type: none"> ・つる性植物等の購入費 ・植栽、客土及びフェンス等の補助資材の設置に要する経費 ➤ 補助金額 <ul style="list-style-type: none"> 以下に示す限度額3種のうち、最も低い額を補助する。 ①屋上緑化について <ul style="list-style-type: none"> ・1㎡あたり20,000円 ・補助対象経費の1/2 ・1件あたりの限度額500,000円 ②壁面緑化について <ul style="list-style-type: none"> ・1㎡あたり5,000円 ・補助対象経費の1/2 ・1件あたりの限度額100,000円 |

出典・参考文献：

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/wwwkago.nsf/0/CC93F8AA88F0C7C34925717300179ECA?OpenDocument>

18. グリーン配送制度

| | |
|----------------------|--|
| 愛知県 愛知県グリーン配送実施要項 | |
| 所管 | 愛知県環境部大気環境課 地球温暖化対策室 自動車環境グループ |
| 策定時期 | 施行：2005（平成17）年12月27日 |
| 目的・意義 | <p>本県では、自動車保有台数が全国一という特殊性から、自動車の排出ガスによる大気汚染を軽減させるために平成14年10月に「あいち新世紀自動車環境戦略」を策定した。</p> <p>この「戦略」の1つである「エコカー導入作戦」により、県で使用する公用車へのエコカーの導入や低公害車を導入する運送事業者等への補助を実施してきたが、さらなるエコカーの普及を目指して、愛知県グリーン配送実施要綱に基づいて愛知県へ物品を納入される事業者にはエコカーによる配送を依頼する。</p> |
| 対象 | 事業者 |
| 取組内容 | <p>➤ 県が締結する物品の売買契約（印刷物の請負契約を含む）の一方の当事者である事業者が県への物品の配送に自動車（二輪自動車を除く）を使用される場合に、「愛知県グリーン配送適合車」（以下「適合車」という。）での配送を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県グリーン配送対象機関：本庁舎、西庁舎、東大手庁舎、自治センター、三の丸庁舎、及び愛知県警察本部 ・ 配送を委託される場合でも委託先に適合車での配送を依頼 ・ 地方機関におけるグリーン配送は、愛知県三の丸庁舎と愛知県警察本部を除き、平成19年4月1日から実施 ・ 愛知県と契約する場合に依頼するものなので、例えば、生活協同組合や地方機関でも県が出資する財団法人などと契約する場合は除外 <p>➤ 愛知県グリーン配送適合車</p> <p>「あいち新世紀自動車環境戦略」に定める次のエコカーのことをいう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車 ・ 天然ガス自動車 ・ メタノール自動車 ・ ハイブリッド自動車 ・ LPG貨物自動車 ・ 低排出ガス認定車かつ低燃費車 ・ 燃料電池車 <p>※1 ただし、特例として当分の間、「低排出ガス認定車」、「燃費基準達成車」、「低PM認定車」などを適合車とみなす。</p> <p>※2 「低排出ガス認定車」以外については、自動車検査証により確認することができる。「低排出ガス認定車」については、国土交通省がホームページで公表している。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/lowgaskouhyou/index.html</p> |

出典・参考文献：

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/car/green/index.html>

19. パークアンドバスライド等による交通渋滞の緩和

| | |
|------------------|---|
| 岐阜県 パークアンドライド | |
| 所管 | 岐阜県地域県民部総合交通室バスグループ、岐阜県都市建築部公共交通課 |
| 目的・意義 | <p>マイカーの普及に伴う慢性的な交通渋滞や多発する交通事故は社会問題となり、大気汚染、振動・騒音等の環境問題も深刻になりつつある。こうしたことから、公共交通機関は安全で利用しやすく、省エネルギーや環境保全に優れているために見直されてきているため、公共交通機関を利用した「パークアンドライド（環境負荷が大きい自動車の乗り入れを減らすために自動車を駐車場に止め、そこから電車などの公共交通機関や自転車に乗り換えるシステム）」は環境対策として有効な手段の一つと言える。</p> <p>県は現在の生活のあり方、考え方、生き方を改める「もったいない・ぎふ県民運動」の推進の一環として、「パークアンドライド」を推進している。</p> <p>※東海三県一市（愛知県・三重県・名古屋市・岐阜県）では、自動車環境対策の一環として広域的なパークアンドライドの推進に取り組んでいる。</p> <p>「パークアンドライド」の利点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地球にやさしい交通手段 <ul style="list-style-type: none"> ・ひと1人を1km運ぶのに排出される二酸化炭素量は、鉄道はマイカーの約1/9、バスはマイカーの約1/3と少なく、パークアンドライドを行うことにより二酸化炭素の排出が軽減され、地球温暖化防止につながる。 ・マイカーの利用を控えることにより、排気ガスは減少し、大気汚染防止にもつながる。 ➤ 交通渋滞の緩和、交通事故の抑制 ➤ 鉄道の定時性、安全性、高速性、大量輸送性 |
| 対象 | 県民、事業者 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 岐阜県交通移動情報センターでの情報提供サービス <ul style="list-style-type: none"> ・車から公共交通機関への乗り換えの利便等を図るため、ポータルサイトとして電車・バス等の時刻表などの情報提供を行う ➤ 公共バス優先市街地活性化対策（「コミバス」作戦） <ul style="list-style-type: none"> ・幹線バスと結節（バスの駅、パークアンドライド駐車場での乗り換え）した公共バス（コミバス）優先の交通体系を築く ・県はコミバスに対して補助を行う ➤ 岐阜県地域公共交通体系調査 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県各地の中心市街地の活性化に資する地域公共交通体系のあり方とその財源方策等について、コミュニティバスの普及方策とバスの駅（バス路線の乗り継ぎ、パークアンドライド機能の併設等）の整備方策を中心に調査検討 ➤ 広域交通結節立地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス、自家用自動車の複合的な活用による交通結節点（パークアンドライド型）の整備のあり方を調査検討 ➤ 「市民鉄道」への転換 <ul style="list-style-type: none"> ・第三セクター鉄道の利用促進策、コミュニティバスやパークアンドライドによる乗り換え等の計画を作成。県は、鉄道事業者が計画を実施するのに必要な鉄道基盤整備に対する補助を行う ➤ 東海3県1市としてのパークアンドライド普及キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・県民の方にモニターとしてパークアンドライドを実践して、「ITS世界会議愛知・名古屋2004」または「ITSフェスティバル2004」の会場へ行ってもらい、見学・体験を通してパークアンドライドに対する理解を深めてもらう ・一斉PR |
| 適用実績 | |

出典・参考文献：

<http://www.gifu-ecopavilion.jp/ecopavilion/mottainai/ParkAndRide.htm>

20. 公共交通支援

| | |
|--|--|
| 徳島県 ノーカーデー・ラッキーキャンペーン | |
| 所管 | 県民環境部 環境局環境首都課 温暖化対策担当 (実施主体：徳島県公共交通機関利用促進協議会) |
| 目的・意義 | 日頃、マイカーなどの自動車を利用している県民に公共交通機関を積極的に利用してもらい、自動車からの二酸化炭素の排出量を削減し、地球温暖化防止につなげることを目的とする。 本計画は「環境首都とくしま憲章(策定：2004年3月)」に基づいている。 |
| 対象 | 個人、事業所 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ ノーカーデー・ラッキーキャンペーンⅡ 実施期間 <ul style="list-style-type: none"> ・夏・秋の陣 平成18年7月1日～9月30日 ・秋・冬の陣 平成18年10月1日～12月31日 ➤ 県内の公共交通機関と国、県で組織する「徳島県公共交通機関利用促進協議会」を設置。これが実施主体となる ➤ 個人対象(平成17年度に引き続き実施) <ul style="list-style-type: none"> ・期間中、ゼロのつく日(10日、20日、30日)に県内の公共交通機関(JR四国、徳島バス、徳島市バス、鳴門市バス、小松島市バス、阿南バス、南部バス、西部交通、四国交通)を利用した人に応募シールを渡す。5枚集めて応募した人に、抽選でプレゼントを贈呈 ➤ 事業所対象 <ul style="list-style-type: none"> ・参加登録をしている県内事務所等で、毎月3日以上「ノーカーデー」を実施 ・徒歩、自転車、相乗り等を実践した従業員が事務所からシールをもらい応募。抽選でプレゼントを贈呈 ➤ エコ・カーライフ実践賞 <ul style="list-style-type: none"> ・「エコ・カーライフ(自動車の二酸化炭素排出量を削減するための取組)」を既に実施しているか、又は新規に実施する県内の事業所・団体等(以下事業所等)及び世帯の取組内容を募集し、審査会で継続性、効果等を審査・選考し、表彰 ➤ 抽選で800名に、総額140万円相当の景品をプレゼント |
| 適用実績 | 平成17年度実績 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ノーカーデー・ラッキーキャンペーン 実施期間 <ul style="list-style-type: none"> ・夏の陣 平成18年5月10日～7月30日(応募数 3599通) ・秋・冬の陣 平成18年9月20日～12月30日(応募数 4704通) ➤ 事業費の財源内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 300万円 ・その他 100万円 ・合計 400万円 ➤ 抽選で870名に、総額100万円相当の景品をプレゼント |

出典・参考文献：

<http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/topics/FC5E24C3F23B049E49257184003CDBA9?opendocument>

[http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/bf12dc1512b56d9b49256c5a00177cf3/9df15cf2fd539403492571a2002d2643/\\$FILE/_a228uc442a488vjaq_.pdf](http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/bf12dc1512b56d9b49256c5a00177cf3/9df15cf2fd539403492571a2002d2643/$FILE/_a228uc442a488vjaq_.pdf)

<http://www.iclei.org/documents/Japan/4-13.pdf>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査(地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』平成18年4月

| | |
|---|---|
| 神戸市（兵庫県） バイオ天然ガスの利活用事業（下水道バイオガスを天然ガス自動車の燃料に利用） | |
| 所管 | 神戸市建設局下水道河川部工務課 神戸市交通局市バス車両課 |
| 策定期 | 営業運行開始：2006（平成18）年10月2日 |
| 目的・意義 | 神戸市では、消化ガスの100%有効利用を目指して、「こうべバイオガス活用事業」を東灘処理場において平成18年度より着手し、従来の下水処理場内での有効利用に加えて、(1)下水道維持管理車両、(2)ごみ収集車、(3)市バス、(4)道路維持管理車両等、市の関連事業で使用する車両等での利用を図っている。 |
| 対象 | 使用車両 魚崎営業所所属 大型CNGノンステップバス1両（定員：57人） |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ こうべバイオガスの研究 <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から下水の処理過程で発生する消化ガスを精製し、メタン濃度を98%まで高めた「こうべバイオガス」の研究をしてきた。 <li style="padding-left: 40px;">下水処理の処理過程で発生する消化ガスは、下水処理場内において消化タンクの加熱ボイラーや冷暖房の燃料としているが、発生量の約3割は余剰ガスとして焼却している。そこで、消化ガスの100%有効活用をめざした。 ・「こうべバイオガス」とは、メタン60%程度の消化ガスから、不純物を取り除き、天然ガスとほぼ同等で高品質なメタン約98%のガスとして再生した下水道から生まれた地球に優しいバイオ系のエネルギーである。 ・天然ガス自動車の燃料として活用するため、市バス等による走行試験を実施し、都市ガスとほぼ同等の燃料であると確認。 ➤ こうべバイオガスの市バスでの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・「こうべバイオガス」を市バスに充填し、本格的な営業運行を平成18年10月2日から開始。 ・現在は東灘処理場において、実証プラントによる供給を行っている。平成20年春には本格施設の供用を目指している。 ➤ 二酸化炭素の削減効果 <ul style="list-style-type: none"> ・1日に50km走行すると仮定すると市バスでは年間1両あたり約30tの二酸化炭素排出量を削減できる。これは森林約5ha分に相当。 |
| 適用実績 | <p>【市バスでの活用内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 運行開始日 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年10月2日 ➤ 使用車両 <ul style="list-style-type: none"> ・魚崎営業所所属 大型CNGノンステップバス 1両（定員：57人） ・局内番号：202号車（平成12年5月登録車） ➤ 運行系統 <ul style="list-style-type: none"> ・市バス35系統【魚崎車庫前（魚崎浜町） （循環） 阪神御影南口】 ・7本/日（平日のみ） ➤ 充填 <ul style="list-style-type: none"> ・充填回数 1回/日 |

出典・参考文献：

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/54/press/20060928tp02.pdf>

<http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/gesui/biogas.html>

21. エコドライブ会員登録

| | |
|---|---|
| 京都府 環境にやさしい配送宣言・エコドライブ宣言 | |
| 所管 | 京都府企画環境部地球温暖化対策プロジェクト |
| 目的・意義 | 運輸部門における二酸化炭素排出量及び大気汚染物質の排出を削減・抑制するため、各事業者等が取り組む内容を「宣言」として意思表示することを通じて、事業所における取組をPRするとともに自主的・具体的な取組の促進・拡大を図る。 |
| 対象 | 事業所 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 取組に賛同する事業所は、対象項目の中から、実施する宣言及び項目を選定（宣言の種類、対象項目は1種類、1項目でも可）の上、届出を行う。 <p>「環境にやさしい配送宣言」宣言対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい配送推進のための方針、体制の整備 ・低公害車等の導入目標の設定と具体的取組の推進 ・配送車両の削減（モーダルシフト、配送効率化、共同配送化等） ・地域における環境にやさしい配送の取組への参画 ・その他独自の取組 <p>「エコドライブ宣言」宣言対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ推進のための方針、体制の整備 ・従業員に対する研修・教育の実施 ・燃費、燃料使用量に関する数値目標の設定・管理 ・アイドリングストップの実効（必須項目） ※地球温暖化対策条例により義務化 ・相乗り通勤、自転車通勤の奨励・実施 ・専用通勤バスの運行 ・通勤自家用車の使用禁止 ・自動車の点検・整備実施体制の確立 ・独自基準に基づく点検の実施 ・その他独自の取組 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都府は、届け出のあった事業所を宣言事業所として登録するとともに、広報・ホームページ等によりPR ▶ 登録事業者には登録証及び宣言ステッカーを配布 ▶ 特に先導的と認める宣言事業所に対して、顕彰等を行う |
| 適用実績 | 登録事業者数（平成18年4月1日現在） 「環境にやさしい配送宣言」 120事業所 「エコドライブ宣言」 188事業所 |

出典・参考文献：<http://www.pref.kyoto.jp/tikyu/eco-main.html>

22. エコポイント制度

| 三重県 みえのエコポイント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-------|-----------------------|---------------------|---|--|--------------------------|--|-------|---------|---------|-------|---------|--|--|--|-----------|---|---|--|--|--|--|------|
| 所管 | 三重県環境森林部地球温暖化対策室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目的・意義 | <p>県は、地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、県民総参加により地球温暖化対策に取り組むため、1999（平成11）年度に「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ21）」を策定し、温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年のレベルから6%削減することを目標にしている。県では温室効果ガスの排出量のうち95%が二酸化炭素であり、この二酸化炭素排出源は産業、運輸、民生の3部門が93%を占めている。よって、各家庭で電気・ガス・水道の使用量を削減することで地球温暖化を防止する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象 | 個人（県内在住）、グループ（県内在住・参加申請時に10世帯以上） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組内容 | <p>▶ グループに対し支援金を交付 今年と昨年の使用量を比較し、使用量が節減できれば、グループに対し、1kwhごとに1ポイントが付与され、1ポイントあたり2円の支援金が支給される。（ひと月50kwhが上限）始めは電気使用量のみを対象としていたが、2004年度冬期からガス、水道の節減も対象となる。</p> <p>▶ 個人参加者に対して、企業がサービスを提供（2005年度冬期に開始） 今年と昨年の使用量を比較し使用量を節減できれば、企業ごとのサービスが受けられる。 例）生活協同組合コープみえ 使用量と前年同月使用量との差に応じて、コープみえエコファミリーポイントを付与（削減量30kWhまでは1ポイント、30kWh以上で2ポイント）。 10ポイント満了で再生紙ロールペーパー1袋（6ロール）と交換。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用実績 | <p>▶ 参加世帯数 2001年度 夏 5438 2002年度 夏 23902 2003年度 夏 17831 2004年度 夏 16474 冬 3624 2005年度 夏 15855 冬 4343 （+789）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>みえのエコポイント 2005夏</th> <th>みえのエコポイント '05-'06冬（グループ 参加）</th> <th>みえのエコポイント '05-'06冬（個人参加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加世帯数</td> <td>15,855世帯 （144グループ）</td> <td>4,343世帯 （55グループ）</td> <td rowspan="2">のべ789世帯（節減を達成したもののみ受け取っているため、参加世帯＝達成世帯数となる）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">2期計 20,198世帯（199グループ）</td> </tr> <tr> <td>報告世帯数</td> <td>4,996世帯</td> <td>1,617世帯</td> <td>789世帯</td> </tr> <tr> <td>目標達成世帯数</td> <td>1ヶ月以上達成 （電気）2,801世帯 （ガス）988世帯 （水道）683世帯</td> <td>1ヶ月以上達成 （電気）1,156世帯 （ガス）1,092世帯 （水道）658世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標達成数（のべ）</td> <td>（電気）4,584世帯 （ガス）1,435世帯 （水道）989世帯</td> <td>（電気）2,258世帯 （ガス）2,621世帯 （水道）1,063世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>CO₂削減量 （単位：ton・CO₂）</td> <td>71.8（すべての検針票の一分のみ総計） 50.5（すべての検針票の十一分の総計）</td> <td>56.9（すべての検針票の一分のみ総計） 27.4増加（すべての検針票の十一分の総計）</td> <td>18.2</td> </tr> </tbody> </table> | | | | みえのエコポイント 2005夏 | みえのエコポイント '05-'06冬（グループ 参加） | みえのエコポイント '05-'06冬（個人参加） | 参加世帯数 | 15,855世帯 （144グループ） | 4,343世帯 （55グループ） | のべ789世帯（節減を達成したもののみ受け取っているため、参加世帯＝達成世帯数となる） | | 2期計 20,198世帯（199グループ） | | 報告世帯数 | 4,996世帯 | 1,617世帯 | 789世帯 | 目標達成世帯数 | 1ヶ月以上達成 （電気）2,801世帯 （ガス）988世帯 （水道）683世帯 | 1ヶ月以上達成 （電気）1,156世帯 （ガス）1,092世帯 （水道）658世帯 | | 目標達成数（のべ） | （電気）4,584世帯 （ガス）1,435世帯 （水道）989世帯 | （電気）2,258世帯 （ガス）2,621世帯 （水道）1,063世帯 | | CO ₂ 削減量 （単位：ton・CO ₂ ） | 71.8（すべての検針票の一分のみ総計） 50.5（すべての検針票の十一分の総計） | 56.9（すべての検針票の一分のみ総計） 27.4増加（すべての検針票の十一分の総計） | 18.2 |
| | みえのエコポイント 2005夏 | みえのエコポイント '05-'06冬（グループ 参加） | みえのエコポイント '05-'06冬（個人参加） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 参加世帯数 | 15,855世帯 （144グループ） | 4,343世帯 （55グループ） | のべ789世帯（節減を達成したもののみ受け取っているため、参加世帯＝達成世帯数となる） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2期計 20,198世帯（199グループ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告世帯数 | 4,996世帯 | 1,617世帯 | 789世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標達成世帯数 | 1ヶ月以上達成 （電気）2,801世帯 （ガス）988世帯 （水道）683世帯 | 1ヶ月以上達成 （電気）1,156世帯 （ガス）1,092世帯 （水道）658世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標達成数（のべ） | （電気）4,584世帯 （ガス）1,435世帯 （水道）989世帯 | （電気）2,258世帯 （ガス）2,621世帯 （水道）1,063世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CO ₂ 削減量 （単位：ton・CO ₂ ） | 71.8（すべての検針票の一分のみ総計） 50.5（すべての検針票の十一分の総計） | 56.9（すべての検針票の一分のみ総計） 27.4増加（すべての検針票の十一分の総計） | 18.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

出典・参考文献：

http://202.214.16.84/data-syu/pamfh/02_ondan/ecopoint/h18/shikumi.htm

http://www.eco.pref.mie.jp/data-syu/pamfh/02_ondan/ecopoint/h18/h17.htm

<http://www.eco.pref.mie.jp/data-syu/hakusho/h18/index.htm>

| | |
|---------------------------|--|
| 松山市（愛媛県） 「節電・節水キャンペーン」 | |
| 所管 | 松山市 環境部 環境事業推進課 公営企業局 企画総務課 |
| 策定期間 | 実施：2005年夏、2006年夏 |
| 目的・意義 | 地球温暖化対策の一環として、市民生活に身近で、誰でも取り組める「節電」と「節水」のキャンペーンを実施することで、市民生活の中に節約行動を促し、もって、環境問題に対する意識改革や今までの生活様式の見直しにもつなげていくことを目的とする。 |
| 対象 | 市民（家庭のみ。会社、事務所は対象外） |
| 取組内容 | <p>➤ 節電・節水キャンペーン概要</p> <p>前年同期よりも電気・水道使用量が減っていると応募ができ、抽選で賞品が当たるキャンペーン。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節電コース <ul style="list-style-type: none"> 7, 8, 9, 10, 11月のうち1か月分 応募方法：上記期間分の検針票（電気ご使用量のお知らせ）が応募券となる（コピー不可）。ただし、前年同月より使用量が節減できたものに限る。 ・節水コース <ul style="list-style-type: none"> 7～11月のうち連続した2ヶ月分（8, 9月分など） 応募方法：上記期間分の検針票（使用水量・料金のお知らせ）が応募券となる（コピー不可）。ただし、前年同期水量より節減できたものに限る。 <p>賞品については、節電・節水コースを合わせて下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1等…3万円の商品券2本（各コースそれぞれ1本ずつ） 2等…1万円の商品券10本（各コースそれぞれ5本ずつ） 3等…1千円の商品券200本（各コースそれぞれ100本ずつ） |
| 適用実績 | <p>➤ 2005年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス 53t/年（CO₂換算）（算出根拠：電気 135,259kWh、水 3,772m³削減） ・エネルギー削減量 135,259kWh /年 ・応募件数：節電コース 927件、節水コース 209件の計 1,136件 |

出典・参考文献：

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/info/kouhoushi/05/0515/02.pdf>

<http://www.iclei.org/documents/Japan/8-5.pdf>

23. 自治体版 CASBEE の作成・普及

| | |
|--|--|
| 名古屋市 建築物環境配慮制度 (CASBEE 名古屋) | |
| 所管 | 名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課建築指導係 |
| 策定期 | 施行：2004(平成16)年4月1日 |
| 目的・意義 | <p>建築物環境配慮指針に基づく建築主の自主的な取り組みを進め、建築物の新築等における地球温暖化その他の環境への負荷の低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 根拠法令 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年3月25日名古屋市条例第15号） ・市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則（平成15年9月10日名古屋市規則第117号） ・建築物環境配慮指針（平成15年12月名古屋市告示第557号） |
| 対象 | 床面積（増築の場合は増築部分）の合計が2000m ² を超える建築物（特定建築物）の新築又は増築をしようとする者（特定建築主） |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築物環境計画書の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築主は特定建築物の概要、地球温暖化の防止のための措置などを記載した特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画書（建築物環境計画書）を作成し、工事着手予定日の21 日前までに市長に届け出る。 ・届出書類 <ul style="list-style-type: none"> 建築物環境計画書届出書（規則様式第31号） 建築物環境計画書（「CASBEE名古屋」による入力又は手書き） ➢ 建築物環境計画書の変更の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築主は、工事が完了するまでの間に届け出た事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出る。 ・届出書類 <ul style="list-style-type: none"> 建築物環境計画書変更届出書（規則様式第32号） 建築物環境計画書 ➢ 工事完了の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・工事が完了したときは、その日から15日以内に市長に届け出る。 ・届出書類 <ul style="list-style-type: none"> 特定建築物工事完了届出書（規則様式第33号） ➢ 概要の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物環境計画書は、CASBEEの「結果シート」の形式で、提出後1ヶ月を目処に名古屋市住宅都市局建築指導課の窓口及び名古屋市建築指導部のホームページ上で公表 ・完成予想図や竣工写真の公表も可能 ➢ 指導・助言 <ul style="list-style-type: none"> ・届出の内容のうち、地球温暖化の防止のための措置、資源の適正な利用のための措置及び建築物の敷地外環境の保全のための措置について、条例に基づき、その改善を求める指導・助言を行う場合がある。 |
| 適用実績 | 平成16年度 届出件数 148件 |
| 備考 | CASBEE は、建築物の敷地境界等による仮想境界で区分された内外2つの空間を想定し、この境界内部の建築物の環境品質・性能にかかる要素（Q）を分子に、この境界を越えて外部に与える環境負荷にかかる要素（L）を分母にして表される数値“BEE“により、環境配慮の取り組みを評価する仕組みである。 |

出典・参考文献：

http://www.city.nagoya.jp/_res/usr/23612/manual1.pdf

<http://www.city.nagoya.jp/jigyoku/kenchiku/kaihatsutakuchi/jigyoubetsu/todokede/kankyuhairyo/nagoya00023558.html>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

24. 省エネ・新エネ促進大賞の表彰

| | |
|-----------------------------|---|
| 宮城県 宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞 | |
| 所管 | 宮城県環境生活部環境政策課地球環境班 |
| 策定時期 | 実施初年度：2004（平成16）年 |
| 目的・意義 | 石油等の化石燃料が近い将来枯渇する可能性が指摘される一方、ますます深刻化している地球温暖化問題への対応の観点からも、一層の省エネルギーの取組と化石燃料に変わる代替エネルギー導入の必要性が増している。新エネルギーは、エネルギー供給の半永久性、CO ₂ 等をほとんど出さないクリーン性から、県内でも様々な取組が進められつつある。 |
| 対象 | 県民 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネルギー促進部門 個人、事業所、団体等で「みやぎ省エネ行動宣言」（取組テーマを1つ決めて）の事前登録をし、2ヵ月間の実践内容について応募があった中から選んで表彰 ➤ 自然エネルギー等導入促進部門 個人、事業所、団体等における太陽光やバイオマスなど自然エネルギーの先進、先導的な導入実績について応募があった中から選んで表彰 |
| 適用実績 | <p>平成17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネルギー促進部門 <ul style="list-style-type: none"> ・大賞 セイホク株式会社 石巻工場【バイオマスエネルギープラント】 廃木材や地場産間伐材から発生する木皮を新たに設置した発電プラントの燃料として利用し、二酸化炭素排出抑制に寄与。また、回収された木質資源の再製品化を推進 ・奨励賞 鍋谷 康彦 さん【家庭用ペレットストーブの導入（家庭での自然エネルギーの取組）】 過去10年間、太陽光発電の導入、ハイブリッド車への買い換え、自宅の断熱性改善に取り組む。地場産の自然エネルギーの活用に向け、ペレットストーブの導入調査を実施 ➤ 自然エネルギー等導入促進部門 <ul style="list-style-type: none"> ・大賞 仙台市立柊江小学校【身近な自然環境から地球環境へ】 児童、教職員が一体となって学校の使用量削減に取り組み、成果を挙げる。家庭、地域との協力の下、子どもの時から考え、実践的態度を身に付けさせる環境教育を推進 ・奨励賞 佐々木 由美子 さん【省エネルギーの促進】 省エネタップの使用、電気ポットは使用わず魔法瓶を使用、風呂の残り湯は洗濯、植木鉢への水やり利用するなど省エネ行動を実践 |

出典・参考文献：

http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-s/grand_prize/grand_prize.htm

25. グリーン企業表彰

| | |
|-----------------------|--|
| 石川県 いしかわグリーン企業知事表彰 | |
| 所管 | 石川県環境安全部環境政策課 循環型社会推進室 |
| 策定時期 | 創設：2001（平成13）年 |
| 目的・意義 | 地球温暖化防止対策を着実に推進していくうえでは、企業活動における環境配慮の取り組みをより本格化させていくことが求められている。このため、県では環境配慮型企業への各種支援事業を行っており、その一環として、環境マネジメントシステム（ISO14001）等を導入し、率先して環境保全活動に取り組み、その成果が顕著であり、他の模範となる県内の企業を表彰している。これにより、自主的・積極的に環境保全活動に取り組む企業が県内全体に広まることを目的とする。 |
| 対象 | 事業者 |
| 取組内容 | <p>➤ 次に掲げる1から3の基準をすべて満たし、その環境保全活動が他の模範となる県内の企業を表彰</p> <p>(1) ISO14001 認証を取得して3年を経過し、又は環境活動評価プログラムに参加登録して3年を経過し、かつ更新をしていること。</p> <p>(2) 次に掲げる環境保全活動取組項目について、自主的・積極的に取り組んでおり、今後、継続・改善していく計画があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の減量化及びリサイクル ・ 省資源・省エネルギー ・ グリーン購入 ・ 建築物のグリーン化 ・ 環境教育・学習 ・ その他環境保全活動（環境保全社会貢献、環境会計導入、環境報告書作成、環境にやさしい商品開発等） <p>(3) 過去5年間、環境保全に支障を及ぼす事故及び法令違反がないこと</p> |
| 適用実績 | <p>➤ 平成17年度受賞企業 5事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (株)金沢シール ・ 大日本インキ化学工業(株)北陸工場 ・ 西日本旅客鉄道(株)金沢支社金沢総合車両所 ・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 ・ ミナミ金属(株) <p>➤ 平成16年度までの受賞企業 30企業</p> |

出典・参考文献：

<http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/shiryo/hakusyo/reporth16/data/H16kan24.pdf>

http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/pp/green_kigyo/index.html

| | |
|------------------|---|
| 花巻市（岩手県） 環境表彰 | |
| 所管 | 花巻市 生活環境部環境保全課 |
| 策定期間 | 創設：2001（平成13）年度 ただし2005年度（平成17年度）までは旧「花巻市」の取組み |
| 目的・意義 | 継続して花巻市の環境保全・創造等の活動に取り組み、市民の模範となっている個人及び団体を顕彰する。 |
| 対象 | 個人及び団体等 |
| 取組内容 | <p>➤ 募集の内容</p> <p>次の活動について、継続して環境負荷の軽減や環境の向上に貢献したと認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境創造・環境保全（リサイクルの推進、廃棄物減量、省エネ・新エネ活動や森林・河川などの保護・調査・研究活動 等） ・環境美化・清掃活動（公共施設やごみ集積所の清掃、花壇の整備、樹木の手入れ 等） ・環境教育・学習活動（小・中学校等における環境教育・学習への取組み 等） ・その他、環境向上に関する活動（マイバック運動・グリーン購入活動 等） <p>➤ 応募の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自薦による団体 ・次の団体の長等から推薦を受けた個人または団体 <ul style="list-style-type: none"> ・行政区 ・花巻商工会議所 ・大迫商工会 ・石鳥谷町商工会 ・東和商工会 ・花巻農業協同組合 ・花巻工業クラブ ・花巻市公衆衛生組合連合会 ・大迫町公衆衛生組合連合会 ・石鳥谷町公衆衛生組合連合会 ・東和公衆衛生組合連合会 ・花巻市小中学校校長会 ・花巻市花と緑の会 <p>※ただし、岩手県又は同等の環境関係団体以上の表彰を受けた個人又は団体及び旧花巻市の環境表彰を受けた個人又は団体を除く。</p> <p>➤ 応募の手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 応募用紙配布場所： <ul style="list-style-type: none"> ・本庁環境保全課 ・各総合支所生活環境課 ・花巻市ホームページ ② 別紙応募用紙に必要事項を記入し、本庁環境保全課又は各総合支所生活環境課に提出。 メールによる応募も可能 <p>➤ 表彰選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考方法：市長が委嘱する委員で構成する環境表彰選考委員会で審査のうえ、被表彰者を決定する。 ・選考結果の通知：被表彰者に直接通知する。 |
| 適用実績 | |

出典・参考文献：

http://210.230.214.178/contents_attach/20070104kankyohyousyou_youryou.doc


26. マンション環境性能表示

| | |
|--------------------|---|
| 東京都 マンション環境性能表示 | |
| 所管 | 東京都環境局 |
| 策定期期 | 施行：2005（平成17）年10月1日 |
| 目的・意義 | <p>大規模新築等マンションの環境性能に関する情報を、マンションを購入しようとする人に提供することによって、以下の3つを実現することをねらいとする。</p> <p>(1) マンションを購入しようとする人に対し、環境に配慮したマンションに関する選択肢を提供する</p> <p>(2) 環境に配慮したマンションが高く評価される市場の形成を図る</p> <p>(3) マンション建築主の自主的な環境配慮の取組を促す これにより、家庭部門の温暖化対策を推進する。</p> <p>【根拠となる条例】</p> <p>(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）</p> <p>(2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都条例第34号）</p> <p>(3) 東京都建築物環境配慮指針（平成14年3月28日東京都告示第384号）</p> <p>(4) 東京都マンション環境性能表示基準（平成17年6月8日東京都告示第846号）</p> |
| 対象 | 建築物環境計画書制度の対象建築物（延床面積10,000㎡超の新築・増築）で、住宅用途の延床面積が2,000㎡以上あり、平成17年10月1日以降に東京都に建築物環境計画書を提出した建築物の建築主 |
| 取組内容 | <p>▶ 対象事業者に対し、大規模新規マンションの販売広告等に環境性能に関する情報の表示を義務化</p> <p>【表示項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の断熱性 ・ 設備の省エネ性 ・ 建物の超寿命化（配管の維持管理・改修等や間取りの変更のしやすさ） ・ 緑の量（面積）と質（高木による植栽等） <p>▶ 対象事業者に対し、マンション環境性能表示を付した広告を行った日の翌日から起算して15日以内の届出（広告等の写しを添付）を義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都のホームページでマンション環境性能表示を公表 |
| 適用実績 | <p>▶ 平成18年度公表分 17事例</p> <p>▶ 平成17年度公表分 1事例</p> |

出典・参考文献：

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/eco/ordinance.html>

27. 省エネ家電普及キャンペーン

| | |
|--------------------------------------|---|
| 静岡県 静岡県省エネラベルキャンペーン | |
| 所管 | 静岡県省エネラベル協議会（事務局：静岡県地球温暖化防止活動推進センター） |
| 目的・意義 | 従来の製品から省エネ型家電製品の普及拡大を図ることによる電力消費の抑制 |
| 対象 | 家電販売店、消費者 |
| 取組内容 | <p>販売店の協力により、一目で省エネ性能がわかる「省エネラベル」を製品に表示し、消費者が家電製品を購入する際に、適切な省エネ情報を伝達。</p> <p>キャンペーンは、電力消費の大きな夏（6～9月）と、冬（11～1月）に実施（H17年度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 表示対象品目 <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫 ・エアコン ・テレビ（ブラウン管） ➤ 全国省エネ協議会が示した全国基準を採用、省エネ基準達成率の相対評価（5段階評価） ➤ 協議会はHPでラベルの見方や年間の電気代の考え方等の情報提供を行っている。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>統一省エネラベルの見方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本ラベルが何年度のものであるかを表示してあります。 ② 省エネ性能を5つの星から1つの星の5段階で表示し、市場における製品の性能の高い順に5つの星から1つの星で示しています。 ③ トップランナー基準のを達成しているものがいくつの星以上であるかを明確にするため、星の下に矢印でトップランナー基準達成・未達成の位置を明示しています。 ④ 省エネラベリング制度 ⑤ 統一省エネラベルの貼り間違えのないようにメーカー名、機種名を表示しています。 ⑥ ノンフロン製の電気冷蔵庫はノンフロンマークを表示しています。 ⑦ エネルギー消費効率（年間商事電力量等）を分かりやすく表示するために年間の目安電気料金を表示しています。 </div> |
| 適用実績 | 2006年 夏のキャンペーン参加店舗数 153 2005年 冬のキャンペーン参加店舗数 137 |

出典・参考文献：

<http://sccca.net/label/index.htm>

28. 学校におけるエネルギー教育の推進

| | |
|---------------------------------------|--|
| 石川県 いしかわ学校版環境 ISO -学校における環境配慮活動指針- | |
| 所管 | 石川県教育委員会 |
| 策定時期 | 策定：2002（平成14）年3月 |
| 目的・意義 | <p>地域社会と密着した学校で環境保全活動を実施することは、校内の省エネルギー、省資源といった環境に対する直接的な影響もさることながら、児童・生徒が環境に関心を持つことにより、家庭や地域へも広がりを見せるといった間接的な影響もあり、その教育効果・波及効果が大きい。</p> <p>本計画は平成12年3月に策定された「いしかわグリーンプラン（環境にやさしい石川創造計画）」の一環であり、環境省が平成8年に策定した「環境活動評価プログラム」を基本とし、学校で容易かつ効果的に環境保全活動を進められるようになっている。</p> |
| 対象 | 学校 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校に対して環境負荷の簡易な把握方法の提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、資源利用量を把握するための記入シートを提供 ・ 環境保全の取組状況を、各学校が4段階で評価 ➤ 環境保全の取組状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員、児童の環境保全への取組チェックリストの提供 ➤ 環境行動計画を作成し、積極的に環境保全活動に取り組む学校の推進、認定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査に合格した学校への認定証の交付 ・ 認定した学校をインターネットで公表 |
| 適用実績 | <p>認定校の取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネナビ（電力使用料金表示器）を利用した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童会が毎月末に電力使用量を測定し、校内にグラフで掲示 ➤ 自然エネルギーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎屋上に風力と太陽光を併用した発電システムを設置 ・ 生徒が発電量を記録し、データを校内に掲示 |

出典・参考文献：

http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/pp/iso_school/

29. 省エネ・新エネパンフレットの作成・配布

| | |
|------------------------------------|---|
| 北海道 北海道 省エネルギー・新エネルギー パンフレットの配布 | |
| 所管 | 北海道経済部産業立地推進局 資源エネルギー課エネルギーグループ |
| 目的・意義 | 道民や事業者に、省エネルギーの実践や新エネルギーの開発導入に対する理解を深めてもらう。 |
| 対象 | 県民、事業者 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ パンフレットを無料で配布 ▶ パンフレットをホームページに掲載 ▶ パンフレット掲載内容 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー・新エネルギーが必要とされる理由 ・省エネルギーの内容と、それぞれの電気代・ガソリン代・二酸化炭素排出量の削減量 ・ESCO 事業の紹介 ・新エネルギーの紹介 ・新エネルギー導入事例の紹介 |
| |  <p>北海道 省エネルギー・新エネルギーBOOK パンフレット表紙</p> |
| 適用実績 | パンフレット配布数 10,000部 (平成16年度) |

出典・参考文献：

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/pamphlet/pamphlet.htm>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

30. 省エネ出前講座

| | |
|----------------|---|
| 山形県 省エネ出前講座 | |
| 所管 | 山形県庁環境企画課 |
| 策定期間 | 創設：2005（平成17）年 |
| 目的・意義 | 環境教育、学習の機会を県内全域に広げ、環境についての理解と認識を深め、自主的な環境保全活動を推進する。 |
| 対象 | 消費者、学校 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 主に消費者団体を中心として、家庭で身近にできる省エネについて、県内各地で「出前講座」を開催 ➤ 学校においても、待機電力の測定により無駄なエネルギーを実感してもらうなど、実演を兼ねた講座を実施 ➤ 平成18年度からは、この他にも、車の省エネや食の省エネ、新エネルギー、山形エコアクション21など、地球温暖化対策に関する様々な要望に応える形で実施予定 |
| 適用実績 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成17年度実績 出前講座 計32回 ➤ 平成18年2月 寒河江市醍醐小学校にて <ul style="list-style-type: none"> ・CD-ROMを用いたクイズ形式の説明 ・推進員が温暖化の状況について解説 ・白熱電球と電球型蛍光灯を用いた実験により、電力を比較 ➤ 省エネ出前講座メニュー（家庭での取組の推進） <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の背景の説明 ・省エネのすすめ（簡易電力測定器などで家電製品の待機電力を測定） ・家庭の省エネ診断 |

出典・参考文献：

<http://www.pref.yamagata.jp/education/education/7050009publicdocument200603273081522479.html>

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/bunkakankyo/050009/publicfolder200603209606374098/publicfolder20060925696999573/publicfolder200610111726149925/publicdocument200609279075352728.html>

| | |
|-------------------------|---|
| 大津市（滋賀県） 「省エネ講師派遣事業」 | |
| 所管 | 大津市 環境部 環境政策課 |
| 目的・意義 | 自治会や市民団体が実施する省エネ・省資源を中心とした環境学習会等に講師を派遣し、環境学習の機会を広げ、環境についての理解と認識を深めていただくとともに、地域から省エネ・省資源の取り組みが広がること |
| 対象 | 政治、宗教及び営利活動を目的としないもの（自治会や市民団体など）が大津市内で開催する省エネ・省資源を中心とした環境学習会等で、参加予定者が概ね10名以上のもの |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 講師の選定 環境学習サポーター（大津市制度）や関係機関等から講師を選定し、省エネや省資源などを通じてライフスタイルを見直す提案をする者を派遣。選定は、基本的には市が行うが、可能な限り開催趣旨に沿った講師を選定する。 ➤ 講師への謝礼 予算の範囲内において市が負担し、実施する。ただし、同一の主催者に対する派遣回数 は、同一年度において1回まで。事業の開催及び講師の送迎は申請者で対応する。 ➤ 講師を派遣する際必要となる手続き 市のホームページで配布されている申請書を、原則として開催の1ヶ月前までに環境部 環境政策課まで提出する。記入する内容は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣希望日時、場所（名称、電話番号、住所） ・事業の名称、開催目的 ・出席予定者数 ・講演などの希望内容 ・そのほか、主催団体の概要（結成年月日、構成員数、主要事業、事業計画など）がわかる資料があれば添付する ➤ 講師派遣後（事業開催後）の手続き 派遣が完了した後、事業主催者側（制度を受ける側）はすみやかに、市のホームページで配布されている「事業実施報告書」を提出しなければならない。記入する内容は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時、場所 ・事業の名称 ・受講者数 ・具体的な事業内容 ・内容や講師に関する意見・感想 ・そのほか事業実施に係わる資料や記録写真があれば添付する ➤ 広報について 市のホームページや、広報誌などで派遣のお知らせを行っている。 |

出典・参考文献：

http://www.city.otsu.shiga.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AC020000&Cc=7d64191227150c2

31. 夏・冬のライフスタイルキャンペーン

| | |
|-------------------------------|--|
| 茨城県 夏の軽装キャンペーン・冬の省エネキャンペーン | |
| 所管 | 茨城県生活環境部環境政策課、 茨城県地球温暖化防止活動推進センター、 環境保全茨城県民会議、 大好きいばらき県民会議 |
| 目的・意義 | 地球温暖化防止のため、冷暖房による電気使用量が多い夏季・冬季にキャンペーンを実施し、冷暖房に頼り過ぎない新しいライフスタイル、ビジネススタイルの定着を図る。 |
| 対象 | 県民、事業者、行政 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 夏の軽装キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・ノーネクタイによる冷房時室温 28℃の徹底 ・ポスター、チラシ配布、ホームページによる広報 ・キャンペーンに参加する市町村、事業所は登録し、ポスターを掲示 ・県は、登録した市町村、事業社名をホームページに掲載し、公表 ・取組状況について、写真で公表 ・アンケートの実施 ➤ 冬の省エネキャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・ウォームビズの普及 家庭、事業所等における暖房設定温度 20℃以下を推奨 ・アイドリングストップ運動 12月は地球温暖化防止月間、大気汚染防止推進月間であるため、アイドリングストップを啓発 ・エコ事業所登録制度の普及 中小企業の温暖化対策の取組を支援するため、茨城県独自の簡易な環境マネジメントシステムで、広く効果が期待できる「茨城エコ事業所登録制度」を普及 |
| 適用実績 | <p>夏の軽装キャンペーン 平成 17 年度 登録事業者数 214 事業所、地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ キリンビール取手工場の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・軽装キャンペーンポスター掲示 ・エコロジーバッジ着用 ・事務所、会議室での軽装 ➤ アンケート結果（回答数 196 事業所） <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートに回答した企業のうち、8割以上が夏の軽装を実施 ・エネルギー資料量について、4割の事業所が削減につながったと回答 ・業務効率について、4割の事業所が上がったと回答 ・取引先や訪問者からの評判について、3割の事業所が良かったと回答。社員・職員の評判については、6割近くの事業所が良かったと回答 ・夏の軽装をしなかった理由は、「ノーネクタイでは失礼にあたる」「取引先や来訪者の目が気になる」「安全上、衛生上軽装になることができない」などが主な理由 ・ウォームビズやクールビズを6割の事業所が今後、実施すると回答 |
| 備考 | 冷房の設定温度を 26℃から 1℃上げると約 10%の省エネ効果。2℃上げれば約 17%の省エネ効果 全国のオフィスで実施すると、原油年間約 31 万 k1 ドラム缶 155 万本の節約 |

出典・参考文献：

<http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/11business/05coolbiz/01.html>

http://www.pref.ibaraki.jp/press/05press/p050621_01.pdf

http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/01news/06camp/kouhyou_box/cool_biz.pdf

<http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/01news/index/winter.html>

32. 環境にやさしい買い物キャンペーン

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---------|-----------|-------|-------------|-------------|---------------|--------------|----------------|----|----------------|
| 神奈川県 環境にやさしい買い物キャンペーン | | | | | | | | | | | |
| 所管 | 神奈川県環境計画課 | | | | | | | | | | |
| 策定期間 | 実施：2000（平成12）年 | | | | | | | | | | |
| 目的・意義 | 毎日の「買い物」を通して地球環境問題や廃棄物問題などの環境問題を考え、ライフスタイルを見直すきっかけとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 消費者に対する効果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮したライフスタイルへの転換 ➤ 企業に対する効果 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街・スーパー、百貨店等販売企業及び製造企業の環境配慮のより一層の向上 ➤ 環境に配慮した社会の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・県民、企業、行政の連携した取組 ・環境に配慮した商品の生産・流通促進 | | | | | | | | | | |
| 対象 | 消費者、企業 | | | | | | | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 商店街等の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示 ・環境配慮商品の販売等 ・商品の包装等の簡易化 ・環境配慮商品の表示・情報提供 ・環境配慮商品の値引き・広告 ・お買い物バッグの使用促進 ・普及啓発コーナーの設置 ・環境配慮商品の展示 ・地場産野菜等の販売 ➤ 県は、市町村等と連携しつつ、NPO、ボランティアとともに、店頭などでパンフレット等の配布などの普及啓発イベントを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内全市町村の協力を得ながら、取組みを実施 ・神奈川県地球温暖化防止活動推進センターと連携した取組みを実施 ➤ 「もったいない」をキーワードとしながら、個人の環境配慮に向けた活動を「マイアジェンダ（私の実践行動宣言）」として登録していただくという、「マイアジェンダ個人登録促進キャンペーン」を併せて実施 ➤ 国（内閣府国民生活局）と全都道府県が連携し、キャンペーンを全国的に展開 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における地球温暖化防止活動の促進を図るため、地球温暖化対策の普及啓発などを行う団体を知事が指定するもので、本県では平成16年2月27日にNPO法人かながわアジェンダ推進センターが指定されている。 | | | | | | | | | | |
| 適用実績 | 平成17年度実績 期間：平成17年10～11月 約40日間 開催店舗： <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>百貨店・専門店</td> <td>15店（ 18店）</td> </tr> <tr> <td>スーパー等</td> <td>262店（ 495店）</td> </tr> <tr> <td>コンビニエンスストア等</td> <td>2928店（ 2942店）</td> </tr> <tr> <td>商店街等（事業所も含む）</td> <td>38867店（38867店）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42072店（42322店）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※（）内は、平成16年度数</p> | 百貨店・専門店 | 15店（ 18店） | スーパー等 | 262店（ 495店） | コンビニエンスストア等 | 2928店（ 2942店） | 商店街等（事業所も含む） | 38867店（38867店） | 合計 | 42072店（42322店） |
| 百貨店・専門店 | 15店（ 18店） | | | | | | | | | | |
| スーパー等 | 262店（ 495店） | | | | | | | | | | |
| コンビニエンスストア等 | 2928店（ 2942店） | | | | | | | | | | |
| 商店街等（事業所も含む） | 38867店（38867店） | | | | | | | | | | |
| 合計 | 42072店（42322店） | | | | | | | | | | |

出典・参考文献：

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso/41/camp/camp.htm>

33. エコショップ認定制度

| | |
|--|--|
| 新城市（愛知県） しんしろエコショップ認定制度 | |
| 所管 | 新城市 生活環境部 循環社会推進課 |
| 策定時期 | 施行：2005（平成17）年7月22日 |
| 目的・意義 | 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを自主的に実施する販売店に対し、市が市民とともに審査・認定し、その取り組みを市民が評価・利用することにより、行政・販売店・市民が協働で市全体のごみの減量並びに限りある資源の保護等に努めることに対する意識の高揚を図る。 |
| 対象 | 販売店、消費者 |
| 取組内容 | <p>➤ 認定の基準および種類</p> <p>認定の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュースの取り組み：市民にごみを持ち帰らせない（出させない）工夫や販売方法等に取り組みを行っていること。 ・リユースの取り組み：主にその業種に関連した容器包装類、販売のために必要な物品について、再使用するための取り組みを行っていること。 ・リサイクルの取り組み：主にその業種に関連した容器包装類、販売のために必要な物品について、資源として再利用するための取り組みを行っていること。 <p>認定の種類</p> <p>上記の3つの認定基準をもとに、次のような方法で認定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RRR（トリプルアール）：3Rすべての取り組みを行っている販売店 ・RR（ダブルアール）：3Rのうちどれか2つの取り組みを行っている販売店 ・R（シングルアール）：3Rのうちどれか1つの取り組みを行っている販売店 <p>➤ 認定審査員について</p> <p>エコショップの認定を行うのは、新城市職員および、公募によって一般市民から選出される認定審査員である。認定に市民を参加させることによって、市民・販売店・行政が協働でごみ減量と資源保護を行っていくという意識を高めることができる。</p> <p>市民から選出される「しんしろエコショップ」認定審査員（以下「審査員」）は、環境問題に関心がある市内在住の人で、職員と一緒に現地審査を行う時間のとれる人をボランティアによるとして公募し、適否の判断をし任命する。審査員には「しんしろエコショップ」認定審査員証（第2号様式）を発行する。</p> <p>➤ エコショップ認定を受けた販売店のメリット、認定を受けたことにより発生する義務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定シール（A4サイズ）の交付 ・環境にやさしい販売店として、市のホームページや広報等で取り組みを紹介（2006年9月より、ホームページでの認定販売店の紹介をさらに充実。販売店のおすすめ情報・キャンペーン告知、認定審査員による講評などもPRできるようになった）。 ・なお、認定を受けたことにより特別な義務が生じることはなく、認定を受けた販売店は自主的に3Rの取り組みを行っていくことになる。 |
| 適用実績 | <p>➤ 2006年7月末の時点で、認定をうけた販売店は10箇所。2006年12月末の時点ですべての販売店に関して新城市公式ホームページ上にPR記事が記載されている。</p> <p>➤ 認定を受けた販売店の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニー新城店（認定の種類：RRR） <ul style="list-style-type: none"> →簡易包装、マイバッグ持参推進（リデュース）・納品箱の再使用（リユース）・容器包装および業務用食用油の再利用、再生紙の使用（リサイクル） ・スクールショップマルブン（認定の種類：RR） <ul style="list-style-type: none"> →取扱商品の修理サービス、中古の学生服販売（リユース）・商品の切れ端を使用した商品を販売（リサイクル） |

出典・参考文献：

<http://www.city.shinshiro.aichi.jp/section/kankyoe/ecoshop/index.html>


34. アイドリングストップキャンペーン

| | |
|---|---|
| 熊本県 「アイドリング・ストップ宣言事業所」募集 | |
| 所管 | 熊本県環境生活部環境政策課 環境立県推進室 |
| 目的・意義 | 自動車は私たちの暮らしに欠かせない反面、自動車の排出ガスが地球温暖化や大気汚染に大きな影響を与えている。そのため、県では、誰もがすぐに取り組むことができる「アイドリング・ストップ」を環境に配慮した運転マナーとして推奨しており、県民や事業者の先導役として、積極的にアイドリング・ストップの実践や啓発を行う事業所を「アイドリング・ストップ宣言事業所」として募集している。 |
| 対象 | 事業所 |
| 取組内容 | 宣言した事業所は、業務実態に応じたアイドリング・ストップの推進に取り組む <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取組み内容 <ul style="list-style-type: none"> 【自動車を使用する事業所】 ・従業員等にアイドリング・ストップの意義と方法を周知する ・事業所や所有する自動車にアイドリング・ストップ宣言事業所ポスターやステッカーを貼る ・運転者のアイドリング・ストップの取組状況について把握 【駐車場を設置又は管理する事業所】 ・自動車で来訪する客、取引事業者にアイドリング・ストップを呼びかける ・事業所にアイドリング・ストップ宣言事業所ポスターやステッカーを貼る ➤ 宣言をした事業所のメリット <ul style="list-style-type: none"> ・事業所などにポスター等を掲示することで、環境に配慮した事業所としてのPRにつながる ・環境にやさしいだけでなく、燃料費の節減にもつながる ・地球温暖化や大気汚染対策だけでなく、周囲への騒音対策としても有効 ➤ 県の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容に応じて啓発グッズ（ポスター、店頭用ステッカー、自動車用ステッカー、車内ステッカー）を配布 ・アイドリング・ストップやその他のエコドライブに関する情報を提供 ・アンケート調査等への協力を依頼 ・効果的又は先進的な実践事例などは県広報番組等により紹介 |
| 適用実績 | ➤ 登録事業所数：2613 （平成17年12月31日現在） |

出典・参考文献：

<http://www.pref.kumamoto.jp/eco/idling/index.html>

経済産業省『平成17年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成18年4月

| | |
|-----------------------------|---|
| 新潟市（新潟県） 「アイドリング・ストップ運動」 | |
| 所管 | 新潟市 市民局 環境部 環境対策課企画係 |
| 策定時期 | 創設：1998（平成10）年度 |
| 目的・意義 | 自動車の無駄なアイドリングをなくすことで排気ガスによる大気汚染を防止し，地球温暖化の原因物質である二酸化炭素などの排出を抑制すること |
| 対象 | 市民 |
| 取組内容 | <p>▶ にいがた市民環境会議との共催で「アイドリング・ストップ運動」を展開している。</p> <p>※ にいがた市民環境会議 …市民や事業者が中心となって、それぞれの役割に基づいた環境保全に関する取組みを推進する会議。発足は平成9年8月26日。</p> <p>▶ ステッカーの配布 アイドリング・ストップを推進するため、市ではオリジナルステッカー（下図）を作成し、配布している。配布場所は市役所本館・分館案内、黒埼支所市民課、地区事務所、市内のガソリンスタンドなどで、毎年6月（環境月間）には、とくに広く配布されている。ステッカーは自動車の後部窓など司会をさまたげないガラス部分に貼って使用するもので、内貼り用と外貼り用の2種類がある。</p> <div style="text-align: center;">  <p>アイドリング・ストップ運動 新潟市・にいがた市民環境会議</p> </div> <p>図. オリジナルステッカー</p> |

出典・参考文献：

<http://www.city.niigata.niigata.jp/info/kantai/ids/idstop.htm>

http://www.city.niigata.niigata.jp/sihou/1997/970817/pdf/1590_1.pdf

35. 公共交通普及キャンペーン

| | |
|--------------------------------|---|
| 鳥取県 環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度 | |
| 所管 | 鳥取県 企画部交通政策課 |
| 策定期間 | 施行：2005（平成17）年1月18日 |
| 目的・意義 | 地球温暖化防止の確実な成果を上げるためには、今まで以上に公共交通機関の利用及びライフスタイルの変更を促進し、自家用自動車からの二酸化炭素排出量を削減することが重要である。 鳥取県内において公共交通機関の利用促進に取り組んでいる企業又は取り組もうとしている企業を認定することにより、公共交通機関の利用促進に対する県民及び県内企業の意識の高揚及び向上を図る。 |
| 対象 | 事業者、個人 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境保全や地域の自立など地域社会に貢献する企業を「環境にやさしい公共交通機関利用推進企業」として知事が認定。支店・出張所・支所等の単位でも認定が可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定証の交付（3年間有効） ・ 県のホームページ等により企業の取組について紹介 ・ 認定された企業は、毎年、取組状況報告書を提出 ▶ 認定条件 <ul style="list-style-type: none"> 県内で事業（営利・非営利の別、規模を問わない）を行っている法人または個人で、次の項目に取り組んでいる、または計画を立てていること (1) 公共交通機関利用推進委員の設置 (2) 社員に対する公共交通機関利用促進研修会の開催（年1回以上） (3) 公共交通機関の利用促進の具体的取組の実施（次の中から1項目以上） <ul style="list-style-type: none"> ・ ノーマイカーデーの実施 ・ 自家用車通勤の自粛 ・ 自家用車と公共交通機関（鉄道・バス）を乗り継ぐ通勤形態の推進 ・ 公共交通機関に合わせた勤務時間の設定 ・ 公共交通機関による出張 ・ これら以外の公共交通機関利用促進の具体的取組の実施 |
| 適用実績 | <p>認証取得企業数</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 48事業所（平成18年9月現在） |

出典・参考文献：

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=10999>

36. 率先行動

| 各地方公共団体 率先行動の実施 | |
|--------------------|--|
| 所管 | — |
| 策定期間 | — |
| 目的・意義 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき都道府県及び市区町村は、基本方針に即して、当該都道府県及び市区町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画を策定するものとされている。 |
| 対象 | 地方公共団体 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ グリーン購入の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷ができるだけ少ない商品・サービスの優先的購入。 ➤ 低公害車導入普及促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・公用車として低公害車の導入を実施する。 ・公用車としての所有台数の抑制。 ➤ 水素燃料電池車の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・公用車として利用するとともに、イベントや学習会等での燃料電池の説明、燃料電池車の展示や試乗会等を行う。 ➤ 地方公共団体内施設への ESCO 推進事業の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体所有の施設において、ESCO 導入を促進。 ➤ 新エネルギー、再生可能エネルギーへの取組み <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電や太陽光発電、廃棄物発電等の導入。 ・普及啓発効果の高い住民利用施設への設備や緊急時に独立電源として機能する防災対応型の設備などへの導入。 ・庁舎への太陽光発電パネルの導入。発電量等が表示されるパネルを設置して RP も実施。 ➤ 雪冷熱エネルギーの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・未利用エネルギー導入を促進するため、地方公共団体内施設を活用し、雪冷熱による施設の冷房を実施。 ➤ 環境マネジメントシステムの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの運用を通じて、職員が率先して環境に配慮した取組を実施。 ➤ 財のサービスの使用に当たっての配慮の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・不必要時の消灯・エレベーターの使用削減などの電気使用量の抑制 ➤ 廃棄に当たっての配慮の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・用紙類・容器等の資源化の実施、廃棄文書・図書等の資源化 ➤ 施設的设计・施工における配慮の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化の導入、雨水・中水等の利用、省エネルギー型空調設備等の導入 ・用紙類・容器等の資源化の実施、廃棄文書・図書等の資源化 |

出典・参考文献：

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査（地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査）』平成 18 年 4 月